

みらい
梅色次代へ伸びる力をはぐくもう

子育て・子育て応援のまち・ながよ

長与町次世代育成支援行動計画



はじめに

本町では、これまで住民の皆様のお力を借りながら、さまざまな子育て支援に取り組んでまいりました。

こうした中、平成14年1月に公表された「日本の将来推計人口」では、少子化の要因として、これまで指摘されてきた晩婚化や未婚化に加え、新たに「夫婦の出生力そのものの低下」という現象が明らかとなり、今後、我が国においては少子化が一層進行するとともに、総人口も減少に転じるとの予測がされました。

一方、本町の人口は増加基調で推移し、児童人口もしばらくは横ばいとなる見込みです。

本町では、これらの全国や本町の状況を踏まえながら、平成15年7月に成立した次世代育成支援対策推進法に基づき、子育て・子育てにかかわる施策を総合的、計画的に推進するための「長与町次世代育成支援行動計画」を策定しました。この行動計画を基に、家庭や子育てに夢を持ち、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備し、子どもたちが心身ともに健やかに成長することができる長与町を築いてまいります。

また、この行動計画では、「梅色^{みらい}次代へ伸びる力をはぐくもう 子育て・子育て応援のまち・ながよ」を基本理念としております。住民の皆様には、この基本理念をご理解いただき、それぞれの立場や状況に応じたご参加やご協力をお願いいたします。

結びにあたり、この行動計画の策定において、ご審議いただいた地域協議会の委員をはじめ、アンケートを通して、貴重なご意見やご提案をお寄せいただいた方々に心から感謝を申し上げます。

平成17年3月

長与町長 葉山 友昭

■目次

第I章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	2
(1) 目的	2
(2) 性格・位置づけ	2
(3) 計画期間	3
(4) 対象	3
(5) 策定の方法	4
2 計画策定の背景	5
(1) わが国の状況	5
(2) 国の取組	6
(3) 県の取組	8
(4) 次世代育成支援に係る本町の取組	8
第II章 長与町の現状と課題	9
1 少子化の動向と子育てをめぐる状況	10
(1) 少子化の動向	10
(2) 家庭の状況	14
2 子どもの状況と子育ての実態	17
(1) 子どもの日常	17
(2) 子育ての実態	19
(3) 子どもと地域社会とのつながり	21
3 次世代育成支援のための基本課題	23
(1) 子どもを取り巻く課題	23
(2) 家庭、地域の変化からみた課題	23
第III章 計画の基本的事項	25
1 計画の取組方針	26
(1) 本計画の基本理念・基本目標	26
(2) 施策体系	30

2 児童数の将来推計	32
第IV章 計画の内容	33
I 仲間づくりは子育て・子育ての交流からはじめよう	34
1 子どもを社会で育てる意識づくり	34
2 子育て・子育て交流コミュニティづくり	37
II 子どもの生きる活力を育てよう	43
1 生きる力の育成	43
2 健康な大人になるための支援	47
III よりよい子育て環境をつくろう	49
1 子育てと社会参加の両立支援	49
2 子育てを支援する生活環境の整備	54
IV 家庭の子育てを支援しよう	58
1 家庭の子育て力・教育力の向上	58
2 援助が必要な子ども・家庭への支援	62
V 子どもと母親の生命と健康を守ろう	67
1 安全で快適な妊娠・出産の支援	67
2 健やかな成長・発達支援	71
第V章 計画の推進	77
1 住民や関係機関などとの連携	78
2 公表・進行管理	78
3 ネットワーク機能の強化	78
4 調査研究	79



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 目的

本計画は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成されることを目的に、子育て家庭への支援や子どもが育つ環境の整備など子育て・子育てに関わるすべての施策を総合的・計画的に推進するために策定するものです。

(2) 性格・位置づけ

- ① 本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づく法定計画です。
- ② 本計画は、母子保健施策を包含し、一体の計画として策定しています。
- ③ 本計画は、「第6次長与町総合計画」をはじめとする子どもにかかわる関連計画との整合を図っています。
- ④ 本計画は、「子どもの権利条約¹」が定めるあらゆる子どもの人権の尊重と子どもの最善の利益を考慮し、策定しています。

¹子どもの権利条約：

基本的人権が子どもにも保障されるべきことを国際的に定めた条約です。1989年11月20日に国連総会において採択され、2003（平成15）年7月現在で192の国と地域が締結しています。この条約は、1924年の「子どもの権利に関するジュネーブ宣言」、1959年の「子どもの権利宣言」を受けて成立しました。

前文と本文54条からなり、生存、保護、発達、参加という包括的権利を子どもに保障していますが、具体的には、子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を守ることを定めています。わが国は1994（平成6）年4月に批准し、158番目の批准国です。（日本ユニセフ資料）

(3) 計画期間

本計画は、平成 17 年からの 10 か年の集中的、計画的な取組を促進するために制定された「次世代育成支援対策推進法」に準拠するものであり、計画期間を 17 年度から平成 21 年度までの 5 か年を「前期」、22 年度から 26 年度までを「後期」とします。

(4) 対象

本計画は、すべての子どもとその家庭、地域、企業（事業所）、行政などすべての個人及び団体を対象とします。

なお、本計画において「子ども」とは概ね 18 歳未満とし、熟語、慣用的な使用を除き、成長過程によって以下のような呼び方を用いています。

乳幼児・学童期までを「子ども」、思春期を「若者」、これ以外の住民を「大人」としますが、親と子の関係や大人との対比で用いる場合は年齢に関わらず「子ども」としています。なお、乳幼児期はおおむね就学前、学童期は小学生まで、思春期は中学生から高校生または 18 歳未満を想定しています。

図表 1 計画対象年齢と呼称

年代	乳幼児期	学童期	思春期
呼称	0～6歳	小学生	中学～高校生 または18歳未満
子ども			
若者			



(5) 策定の方法

① 策定体制

各種関係団体からなる「長与町次世代育成支援対策地域協議会」を設置し、計画の内容を審議しました。

また、庁内組織として「長与町次世代育成支援対策推進行動計画策定委員会」及び「幹事会」を設置し、関連課による横断的な検討と総合調整を行いました。

② 調査の実施

本計画を策定するにあたり、平成16年2月、「長与町次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート調査」を実施し、住民の子育てに関する実態や要望・意見などを把握しました。

また、平成16年9月、障害児のいる家庭に別途アンケート調査を行いました。

図表 2 次世代アンケートの概要

種 類	調査対象 (回答者)	抽 出 調査方法	配布数	有効 回収数	有効 回収率
①就学前	町内の0～5歳の就学前児童の保護者	郵送法	930	424	45.6%
②小学生	町内の小学校に通学している小学1～6年生の保護者と4～6年生の本人	学校を通じて配付	870	639	73.4%
③一般住民	町内に在住している20歳代～60歳代の住民	郵送法	700	277	39.6%
合計	3種		2,500	1,340	53.6%

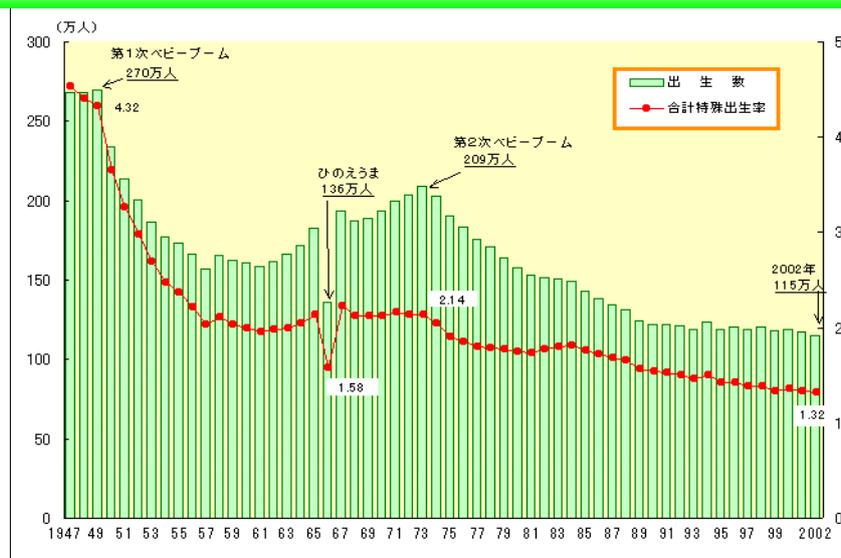
なお、これ以降次世代アンケートの引用では、「就学前」「小学生」と表記していますが、それぞれ就学前あるいは小学生の子どもの保護者又は家庭のことを指しています。

2 計画策定の背景

(1) わが国の状況

わが国の年間の出生数は 1973 年以降減少傾向が続き、当時 200 万人前後であったものが、近年は 120 万人を下回るまで減少しています。合計特殊出生率²でも、長期的に人口を維持できる水準（人口置換水準³）を大きく下回り、平成 15 年は 1.29 に低下しました。こうした少子化の結果、わが国の総人口はまもなく減少を始め、また高齢化が進行することが予測されています。少子化が進むと、近い将来には社会経済全般にわたって深刻な影響を与えることが危惧されていますが、子どもたちの健やかな育成への影響も重大な問題となっています。

◆出生数は減少の一途。30 年前の 6 割に減少◆



出生数及び合計特殊出生率の推移

出生数の推移をみると、1970 年代前半には、1 年間に生まれてくる子どもの数はおよそ 200 万人前後でしたが、近年では 120 万人を下回るまでに減少を続けています。

資料：「人口動態統計」厚生労働省大臣官房統計情報部

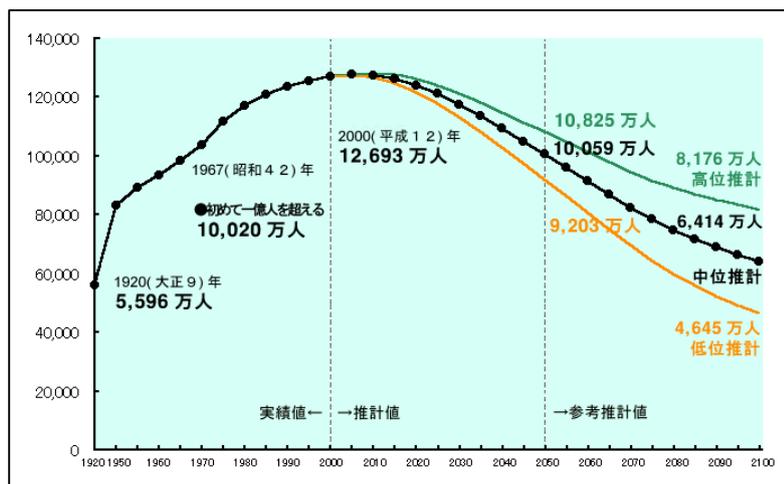
² 合計特殊出生率：

15～49 歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が仮にその年次の年齢別出生率と同じ確率で出産するとした場合に、一生の間に産むと想定される子どもの数に相当します。

³ 人口置換水準：

人口が増えも減りもしない状態を維持するために必要な合計特殊出生率の水準を「人口置換水準」といい、2.08 前後の水準とされています（国立社会保障・人口問題研究所 「日本の将来推計人口 平成 14 年 1 月推計」）。

◆平成 18 年で総人口がピーク。あと 100 年すると半分に◆



わが国の総人口の見通し

わが国の総人口は、2000 年（平成 12 年）時点でおよそ 1 億 2693 万人です。その後、2006 年の 1 億 2774 万人をピークとして減少に転じると予測されており、2050 年にはおよそ 1 億人、2100 年にはおよそ 6400 万人にまで減少すると見込まれています（中位推計による）。

資料：「日本の将来推計人口（平成 14 年 1 月推計）」国立社会保障・人口問題研究所

(2) 国の取組

平成元年、合計特殊出生率が 1.57⁴と戦後最低になったのを受け、平成 6 年にエンゼルプランを策定、平成 11 年には少子化対策推進基本方針に基づく新エンゼルプランを策定し、総合的な少子化対策を進めてきました。

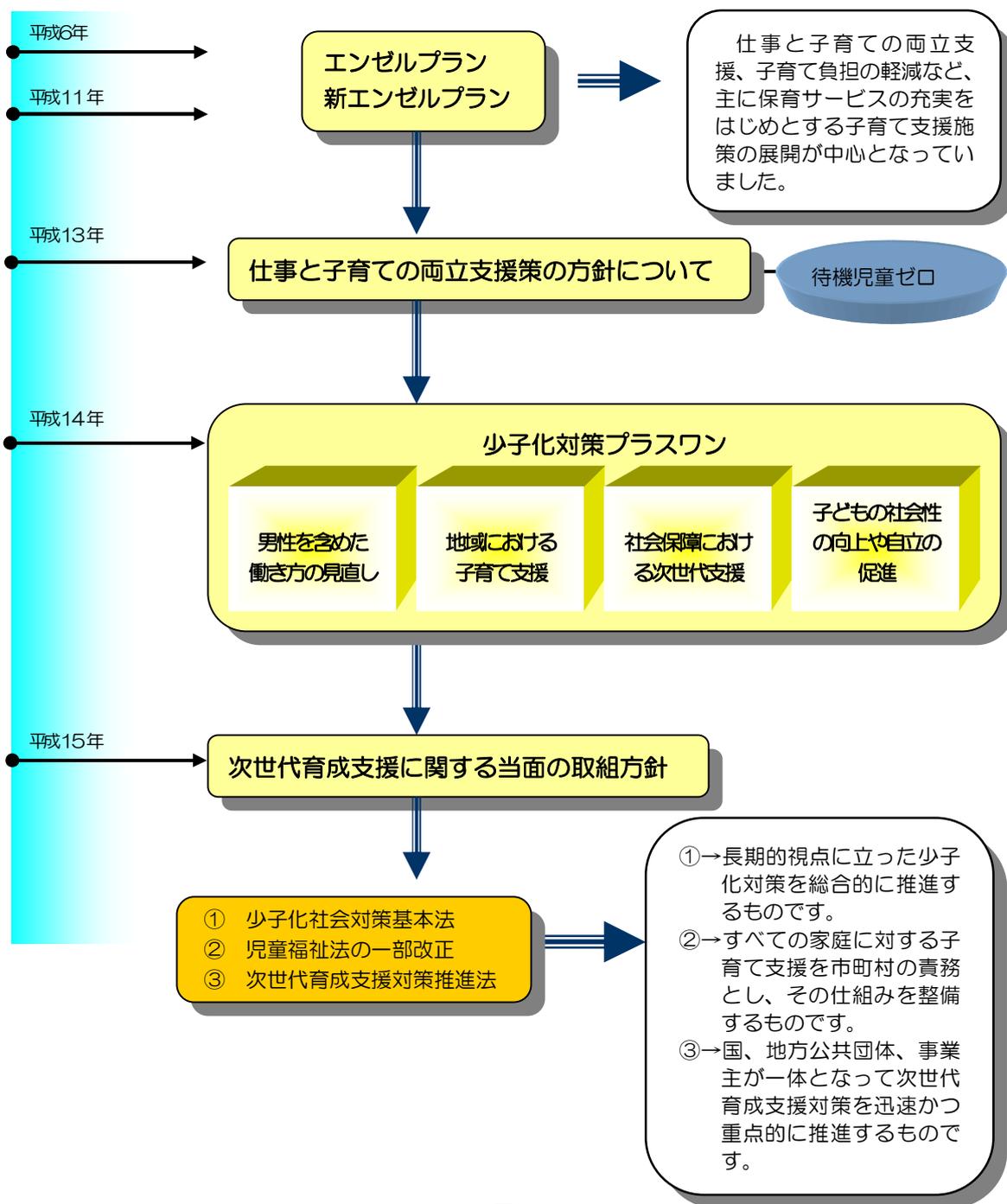
しかし、平成 14 年 1 月に発表された新しい「日本の将来推計人口」により、これまで少子化の主要因とされていた晩婚化・未婚化に加え、「夫婦の出生力の低下」という新しい要因が把握されたことから、少子化の進行が一層明らかになりました。このことを受け、同年 9 月、もう一段の対策（少子化対策プラスワン）として、保育に関する施策など「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従来の取組に加え、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」という 4 つの柱に沿って、総合的な取組を推進することになりました。平成 15 年 7 月には、本計画の根拠となる「次世代育

⁴ 1.57:

「1.57 ショック」といわれ、平成元年の合計特殊出生率がひのえうまの年である昭和 41 年を下回ったことから称されています。

成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体と大企業に 10 年間で集中的・計画的な取組をするよう求めています。同時に、子育て支援を強化するために「児童福祉法の一部を改正する法律」が制定され、「児童虐待防止対策等の充実・強化」や「新たな小児慢性特定疾患対策の確立等の措置」が講じられることとなったほか、「児童手当法」が改正されて、経済的負担の軽減化も行われました。また、「育児・介護休業法」も改正され、仕事と子育ての両立支援も推進されます。

図表 3 国における取組の経緯



(3) 県の取組

平成9年、「ながさきエンゼルプラン」（目標年度は平成 18 年度）を策定し、緊急に促進すべき保育対策等の整備目標を定め、子どものための環境づくりと子育て支援を推進してきました。しかし、少子化の進行に歯止めがかからず、平成 11 年の県の合計特殊出生率が 1.52 と過去最低を記録し、このままの状況ではさらに人口の減少が懸念されることから、保育対策等の整備目標の見直しを行い、平成 13 年、子育て支援5か年計画「スマイルながさき 21」（目標年度平成 16 年度）を策定しました。「スマイルながさき 21」は子どものための環境づくりと子育て支援を総合的・計画的に推進する「ながさきエンゼルプラン」を基本とし、県が重点的に推進すべき少子化対策の整備目標を策定しています。

(4) 次世代育成支援に係る本町の取組

本町においては、平成 13 年度、長与町立長与児童館を新設し、すべての小学校区に児童館を設置するとともに、平成 15 年度には洗切小学校の空き教室の活用により「あらいきり児童クラブ」を開設し、全小学校に児童クラブを設置しました。また、同年、「あじさい保育園」（定員 60 名）の開園により待機児童の解消を図り、さらに地域子育て支援センター事業を公立保育所 1 か所、私立保育園 4 か所で開始しています。

また、本町は母子保健事業を中心とした子育て支援を行ってきました。就学前の子どもと保護者の遊びの広場として「おやこ広場」、子どもや保護者の心と身体、育児の相談などを行う「おやこ相談」をはじめ、幼児学級、3歳児学級で子育て教室を開催しています。そのほか、心・身体・ことばなどに心配がある乳幼児や小中学生と保護者への相談を行う「こども相談」、多胎児の家族のための「ツインズクラブ」も行っています。さらに、幼児や小中学生の家庭訪問や声かけにより、町と家庭とのパイプ役を務める母子保健推進員が設置され、町教育委員会の委嘱を受ける子育てサポーターとしても活躍しています。本町では住民が主体となって子育て支援活動を行う土壌が早くから備わっており、住民が緊急時の子どもの預かりを行う「ファミリーサポート長与」も活動しています。

第II章 長与町の現状と課題

1 少子化の動向と子育てをめぐる状況

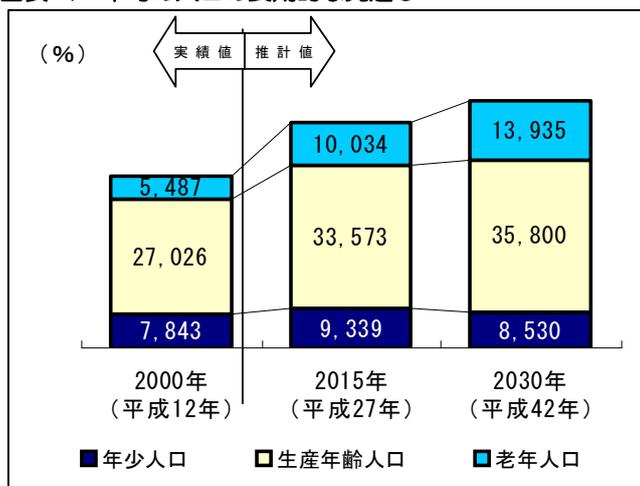
(1) 少子化の動向

① 人口の推移と動向

2006 年を頂点にわが国の総人口の減少が予測される中、長崎県全体では人口が減少し、2030 年には 2000 年の 8 割となることが予測されています。

一方、本町では今後も増加が予想され、2030 年には 144.4%と人口増加は4割を超える見込みとなっています。しかし年齢3区分人口で見ると、65 歳以上の高齢人口は増加し、年少人口である 0～14 歳は減少が予測されることから、本町においても構造的には少子高齢化が進むことが予想されます。

図表 4 本町の人口の長期的な見通し



図表 5 図表 本町と県の 2000 年を 100 とした指数

	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
長与町	40,356	—	—	52,946	—	—	58,265
2000年を100とした指数	100.0	—	—	131.2	—	—	144.4
長崎県	1,517,000	1,483,000	1,441,000	1,391,000	1,333,000	1,267,000	1,198,000
2000年を100とした指数	100.0	97.8	95.0	91.7	87.9	83.5	79.0

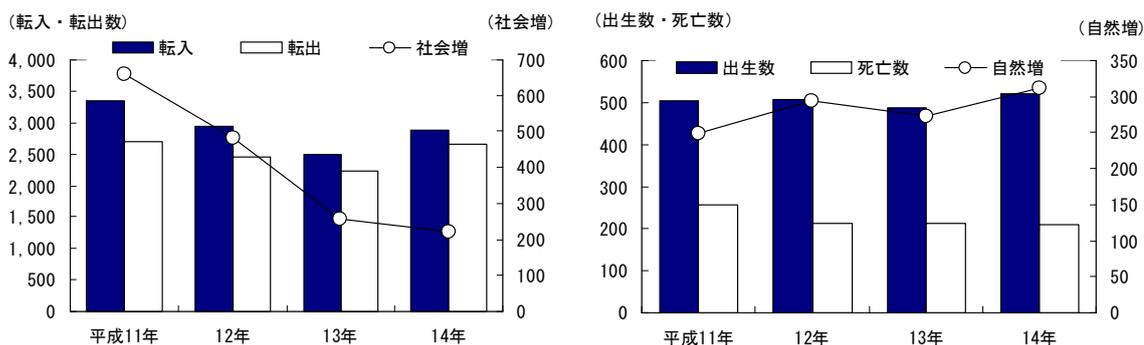
注：平成 12（2000）年は国勢調査による実績値

県は国立社会保障・人口問題研究所平成 14 年 3 月推計、町は平成 15 年 12 月推計

② 社会増減・自然増減

ここ数年の転入は 3,000 人前後、転出は 2,000 人台で推移しており、転入が転出を上回る社会増が続いています。一方、死亡数は毎年 200 人台に対し、出生数は 500 人前後を維持しており、平成 14 年の自然増は 300 人を超える状況です。

図表 6 本町の社会増・自然増の推移

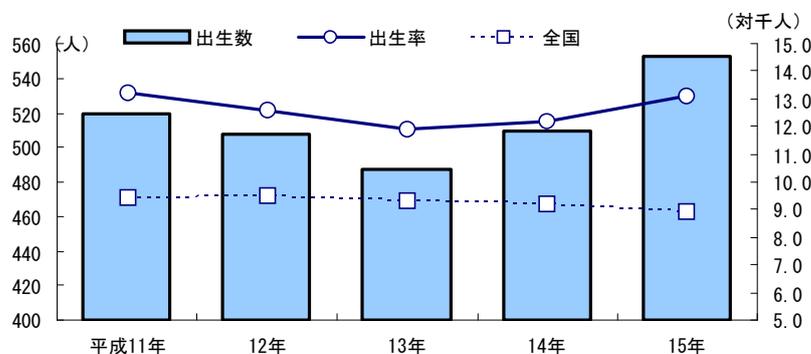


資料：各年人口動態調査

③ 出生

全国的に出生率（人口千人当たりの出生数）が低下する中、長崎県では全国を下回って推移していますが、本町では 10‰ 台を維持し、全国、県を大幅に上回っています。合計特殊出生率においても全国・県は低下する傾向が顕著ですが、本町では平成 13 年から 15 年までは上昇しました。

図表 7 本町の出生率



資料：人口動態統計



図表 8 本町と全国・県の合計特殊出生率

	平成 13 年	14 年	15 年
長与町	1.57	1.61	1.77
長崎県	1.52	1.48	1.45
全国	1.33	1.32	1.29

資料：人口動態統計

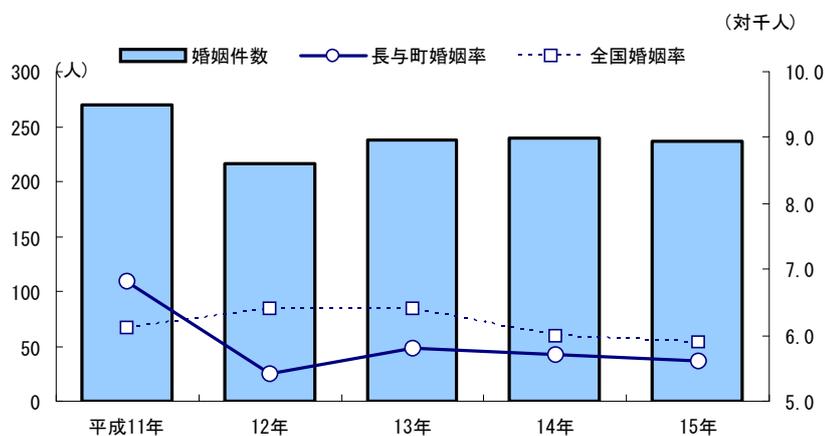
注：本町の合計特殊出生率は西彼保健所で計算した数値



④ 婚姻・離婚

婚姻数は年間 200 件台で推移し、平成 15 年は 236 件の婚姻件数となっています。人口千人当たりの婚姻率では長崎県をやや上回るものの、平成 12 年以降は全国を下回り、本町においても非婚化の傾向が見られます。一方、離婚率では平成 12 年までは全国、長崎県を下回っていましたが、平成 13 年以降は全国、長崎県に近づく兆候も見られ、平成 15 年では県をわずかに上回る 2.16% と離婚の増加がうかがわれます。

図表 9 本町と全国・県の婚姻の推移

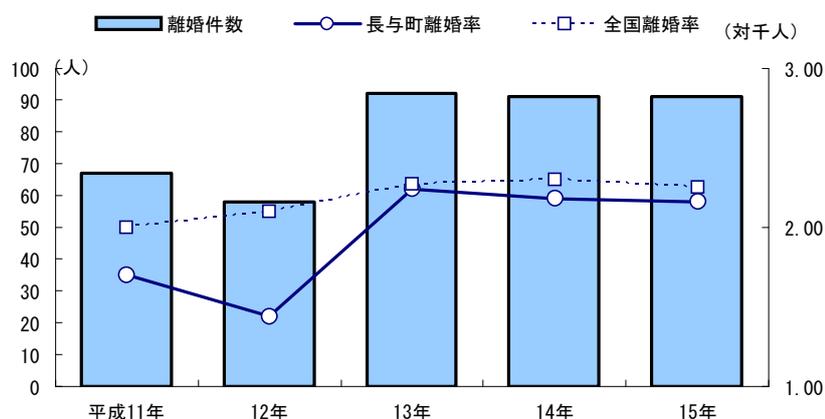


婚姻率	平成11年	12年	13年	14年	15年
長与町	6.8	5.4	5.8	5.7	5.6
長崎県	5.1	5.2	5.4	5.1	5.1
全国	6.1	6.4	6.4	6.0	5.9

資料：各年人口動態統計



図表 10 本町と全国・県の離婚の推移



離婚率	平成11年	12年	13年	14年	15年
長与町	1.70	1.44	2.24	2.18	2.16
長崎県	1.88	1.92	2.17	2.20	2.15
全国	2.00	2.10	2.27	2.30	2.25

資料：各年人口動態統計

⑤ 未婚率

少子化の要因の一つとされている未婚率は、最も結婚する年代である25～29歳及び30～34歳について、平成12年を全国、県と比較した場合、男女ともにいずれの年齢層もたいへん低く、男性の30～34歳で26.5%が、女性の25～29歳で46.1%が未婚者となっています。全国、長崎県に比べ未婚者が少ない現状ではありますが、全国的な傾向として今後、未婚化も進行するものと考えられます。

図表 11 本町と全国・県の未婚率

%	男			女		
	長与町	長崎県	全国	長与町	長崎県	全国
25～29歳未婚率	52.2	68.2	68.9	46.1	50.8	54.0
30～34歳未婚率	26.5	42.2	42.9	19.0	23.6	26.6

資料：平成12年国勢調査



(2) 家庭の状況

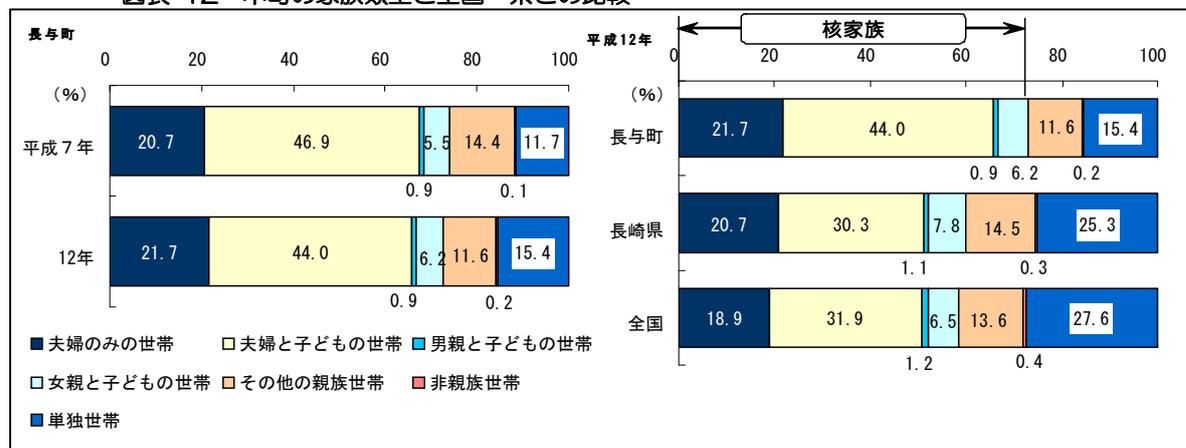
① 世帯状況

本町の世帯数は平成12年で13,505世帯、1世帯あたりの人員は2.99人となっています。

世帯類型別では、一般世帯数の72.8%が“核家族世帯”（夫婦のみ世帯・夫婦と子どもの世帯・男親と子どもの世帯・女親と子どもの世帯）で占められ、11.6%が夫婦と親、あるいは3世代以上同居などの「その他の親族世帯」、「単独世帯」は全体の15.4%を占めています。

全国、県との比較では“核家族世帯”がたいへん多いことが本町の特徴ですが、平成7年との比較においては核家族化の進行が見られます。なお、母子世帯・父子世帯については、いずれも全国、県を下回っていますが、離婚率の上昇を反映し、平成7年当時からすると母子世帯は確実に増加しています。

図表 12 本町の家族類型と全国・県との比較



資料：各年国勢調査



② 就業状況

本町の平成12年の就業者は第1次産業が4.2%、第2次産業が23.3%、第3次産業が72.2%と第3次産業の割合が全体の4分の3近くを占めています。

男女別では第1次産業で男性47.9%に対し女性52.1%、第2次産業で男性80.6%に対し女性19.4%、第3次産業では男性53.5%に対し女性46.5%と第3次産業の女性は男性に迫る割合を占めています。

年齢別で就業場所を見ると、25~29歳では男性の77.2%、女性の48.8%が町外の事業所となっています。この割合は30~34歳では男性が76.1%と変化が見られない一方、女性では33.2%へと大きく低下し、就業していない女性は50.8%と半数を超えています。この年齢層は子育て期にあたることから、女性の多くは家庭で子育てなどに専念していることが推測されます。

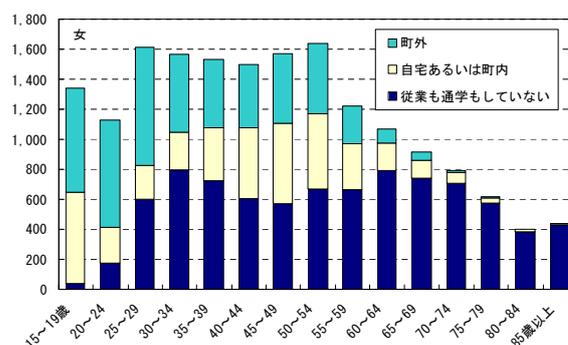
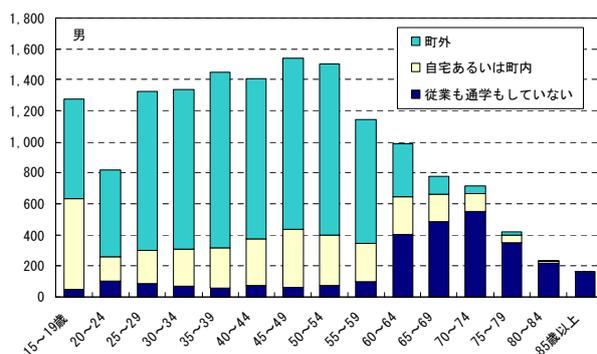
図表 13 本町の産業別就業者

年	平成12年		
	合計	男子	女子
第1次産業	779 (4.2)	373 (47.9)	406 (52.1)
第2次産業	4,293 (23.3)	3,459 (80.6)	834 (19.4)
第3次産業	13,315 (72.2)	7,118 (53.5)	6,197 (46.5)
分類不能	45	25	20
合計	18,432	10,975	7,457

資料：平成12年国勢調査



図表 本町を常住地とする男女別・年齢別の就業者等

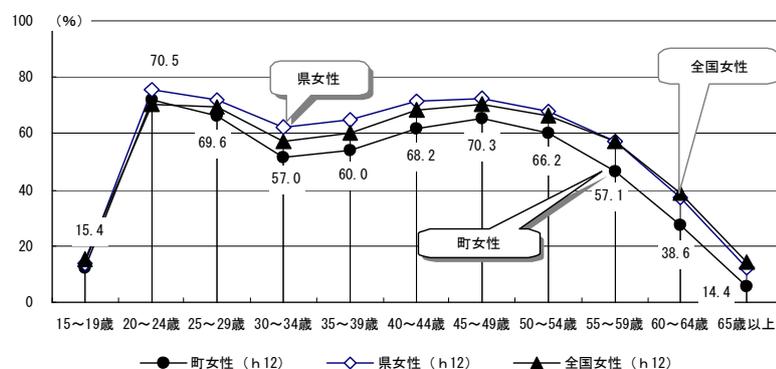


資料：平成12年国勢調査

1 少子化の動向と子育てをめぐる状況

平成12年の年齢階層別の労働力率は20歳前半で男性が79.9%、女性が72.0%となっており、男女ともに7～8割が就労しています。特にこの年代の本町の女性の労働力率は、長崎県に比べ低いものの全国を上回り、多くの女性は働いていることを示しています。しかし子育て期にあたる25～29歳から徐々に低下し、30～34歳の女性では51.5%とさらに下がっており、県、全国を下まわっています。このような状況からも、本町では仕事を辞めて子育てなどに専念する女性が多いという現状が把握されます。

図表 14 本町と全国・県の年齢別男女の労働力率



<平成12年の年齢別男女の労働力率の全国・県との比較> 単位：%

年齢	長与町男性	長与町女性	長崎県女性	全国女性
15～19歳	10.6	12.2	13.9	15.4
20～24歳	79.9	72.0	75.4	70.5
25～29歳	96.8	66.5	72.2	69.6
30～34歳	97.8	51.5	62.1	57.0
35～39歳	99.2	54.1	64.9	60.0
40～44歳	97.9	61.5	71.4	68.2
45～49歳	98.2	65.3	72.6	70.3
50～54歳	97.7	60.3	67.9	66.2
55～59歳	94.8	46.3	57.3	57.1
60～64歳	65.8	27.4	37.1	38.6
65歳以上	13.4	5.5	12.2	14.4

資料：平成12年国勢調査

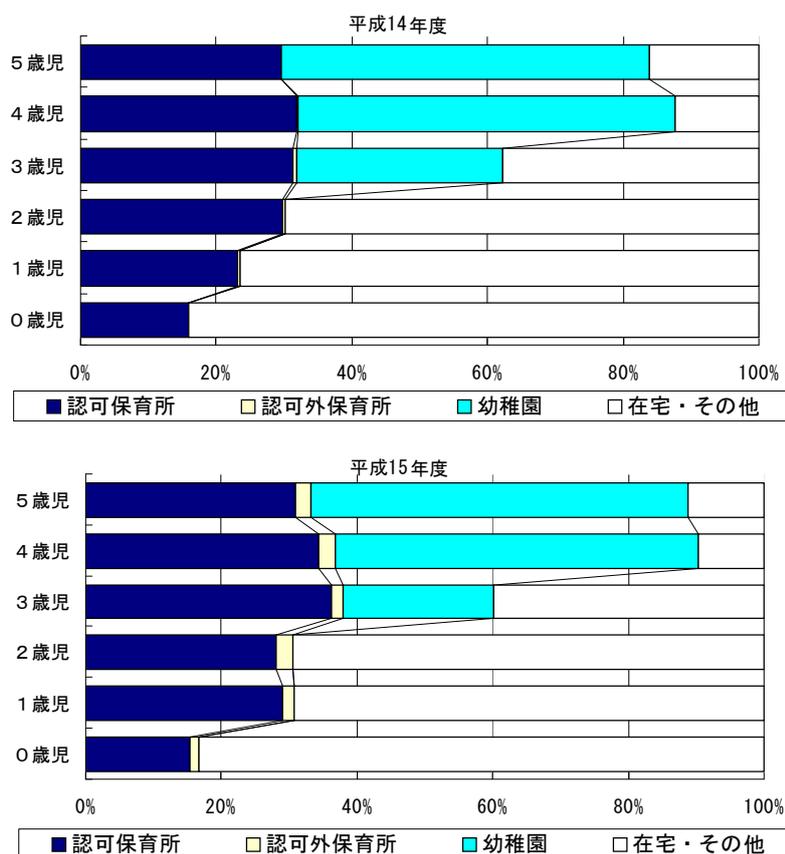


2 子どもの状況と子育ての実態

(1) 子どもの日常

就学前の子どもが日常過ごす場所として、3歳未満の子どものおよそ3分の2が家庭などで過ごしていますが、年齢が上がるにつれて保育所（園）や幼稚園に通うようになり、5歳児では保育所（園）と幼稚園を合わせると平成14年で84.0%、平成15年で86.5%にのびります。なお、平成14、15年度の比較から見られるように、本町の保育需要は増加する傾向にあり、低年齢化の傾向も見られます。

図表 15 就学前児童の状況



資料：福祉課

注：児童人口は各年4月1日、認可保育所児童数は10月1日、幼稚園児童数は5月1日、認可外保育所は10月時点の数値、ただし、町外の幼稚園は含まない。

また、小学生の子どもは放課後、「保護者や祖父母などの家族・親族」と過ごすことが多く、「学習塾や習い事」「公園などで友達と」で過ごす小学生もこれに次いでいます。午後6時以降は「保護者や祖父母などの家族・親族」の割合は増えていますが、0.6%は午後8時まで「家でひとりで過ごした」としています。

図表 16 放課後の小学生（1～6年）の過ごし方

(%)	14～16時	16～18時	18～20時	20時以降
学校にいた	59.3	0.3	0.5	0.5
家族・親族と	8.6	23.5	88.1	93.9
家で兄弟姉妹や友達だけで	2.3	9.1	2.3	1.3
友達の家	4.2	7.8	-	-
公共の施設	0.3	0.5	-	-
学習塾や習い事	3.1	18.5	3.8	0.2
児童クラブ	8.0	6.4	0.3	-
ベビーシッターなど	-	-	-	-
家でひとりで	0.8	2.0	0.6	-
公園などで友達と	8.0	17.7	-	-
クラブ活動や子ども会活動	1.3	10.6	1.4	-
その他	1.1	1.3	0.6	1.3
無回答	3.0	2.3	2.3	3.0
全体	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：次世代アンケート（小学生）

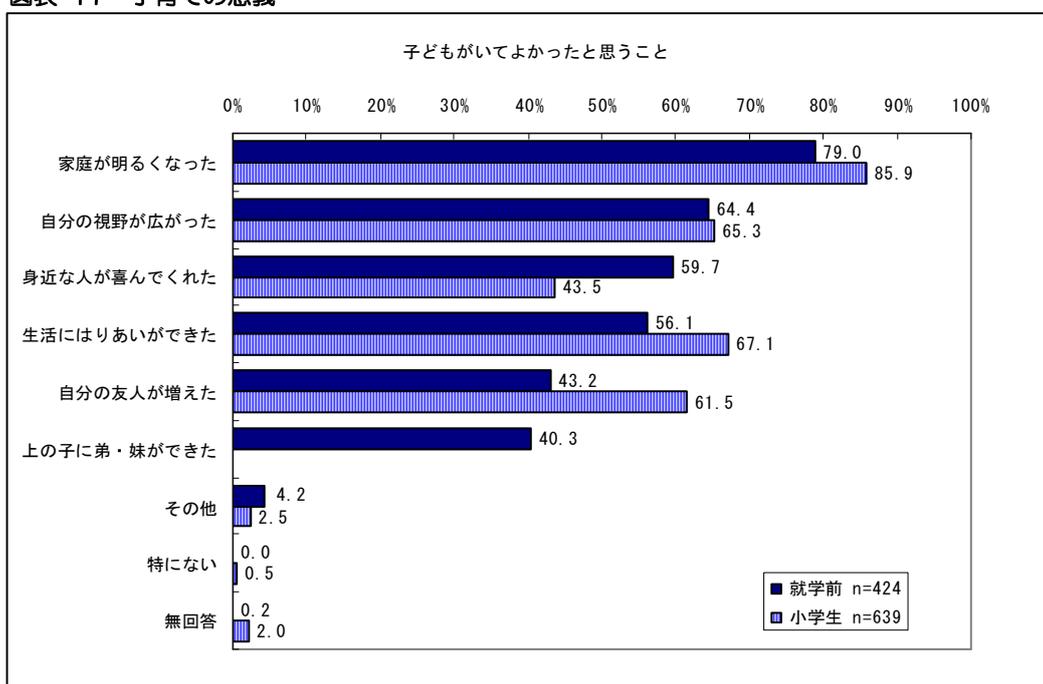
子どもの健康に大きく影響を及ぼす食に関しては、635人の回答者のうち朝食を食べない子どもが0.6%見られるほか、「夕食を家族と食べたいが一人で食べている」と「家族とは別に食べている」子どもが合わせて0.5%見受けられます。

社会が夜型化している中で、子どもの生活時間も夜型に移行し、生活習慣に乱れが生じています。欠食や不規則な食事は肥満や体力の低下、気力や意欲の減退、集中力の欠如への影響が心配されています。

(2) 子育ての実態

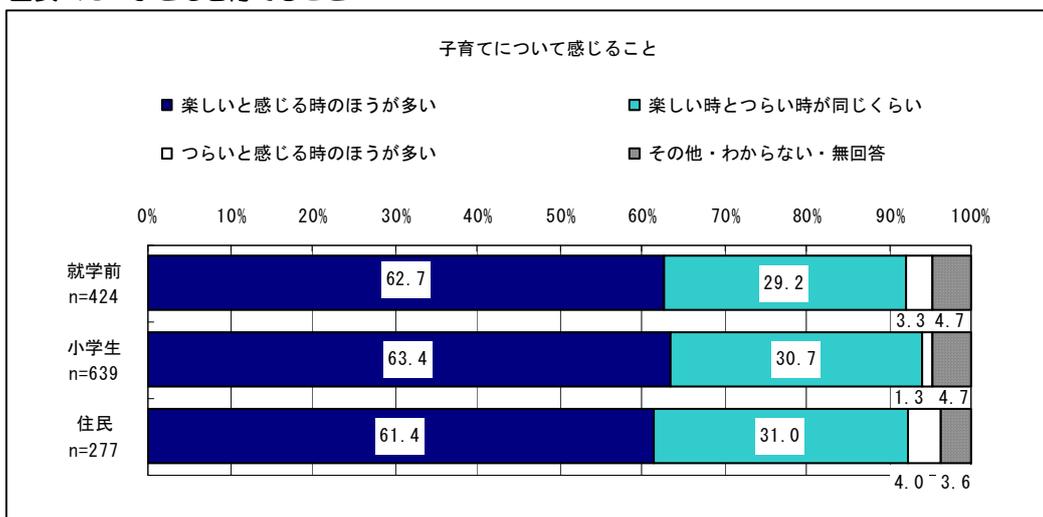
ほとんどの子育て家庭は子どもが生まれて「家庭が明るくなった」と述べており、子育てによって自分の視野が広がり、友人も増えたなど子育ての充実感をうかがわせています。また、子育てすることが「楽しい」と答える人も多く、子どものいる一般の住民もこうした傾向が見られることから、子育てとは本来楽しい営みであることが確認される結果となっています。

図表 17 子育ての意義



資料：次世代アンケート（就学前・小学生）

図表 18 子どもを育てること

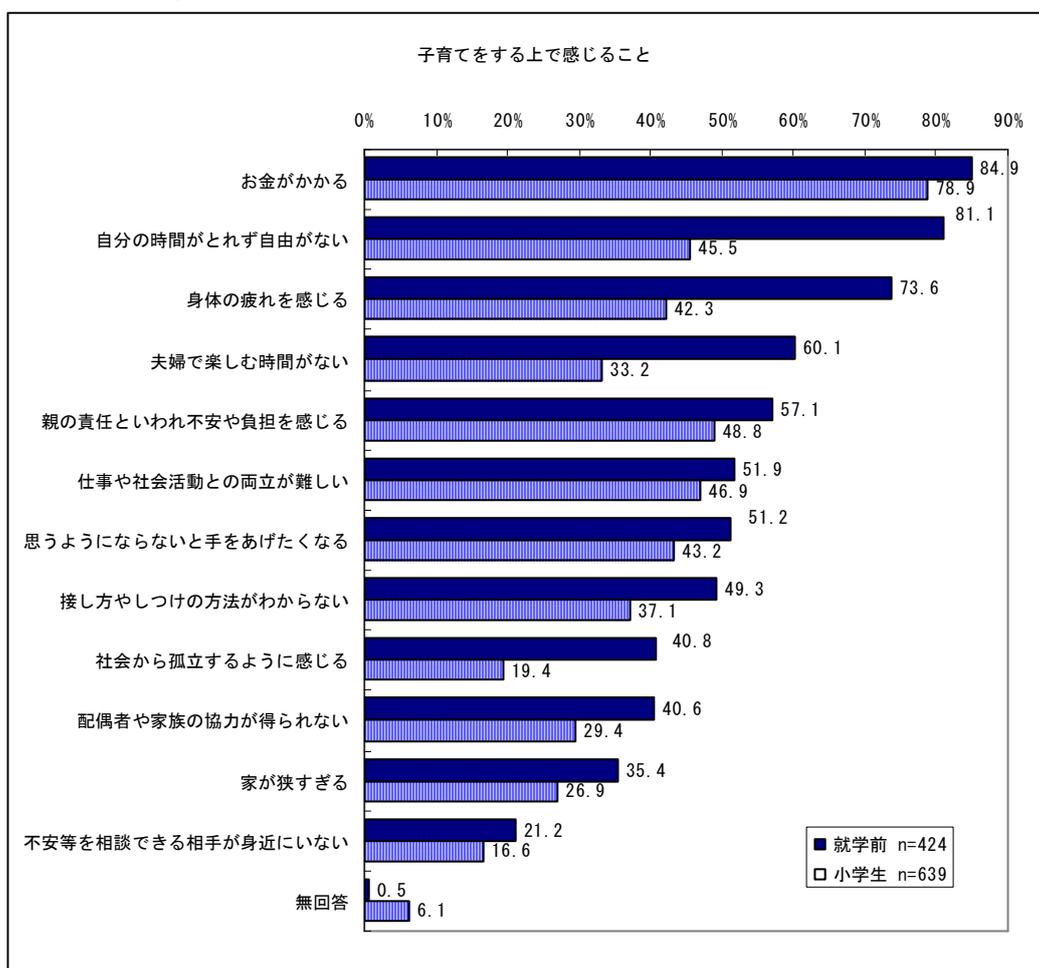


資料：次世代アンケート（就学前・小学生・住民）

2 子どもの状況と子育ての実態

しかしながら子育て家庭では、経済的な負担、時間的拘束感、肉体的な負担感、孤立感、仕事など社会活動との両立が難しい、接し方やしつけの方法がわからないなど多岐にわたる子育ての負担を感じており、特に就学前の保護者に肉体的、時間的負担感や孤立感が高くなっています。また、両親共働き世帯の母親よりも専業主婦において子育て負担感が高いという点も調査研究から指摘されており、注目されるところです。

図表 19 子育ての負担



資料：次世代アンケート（就学前・小学生）

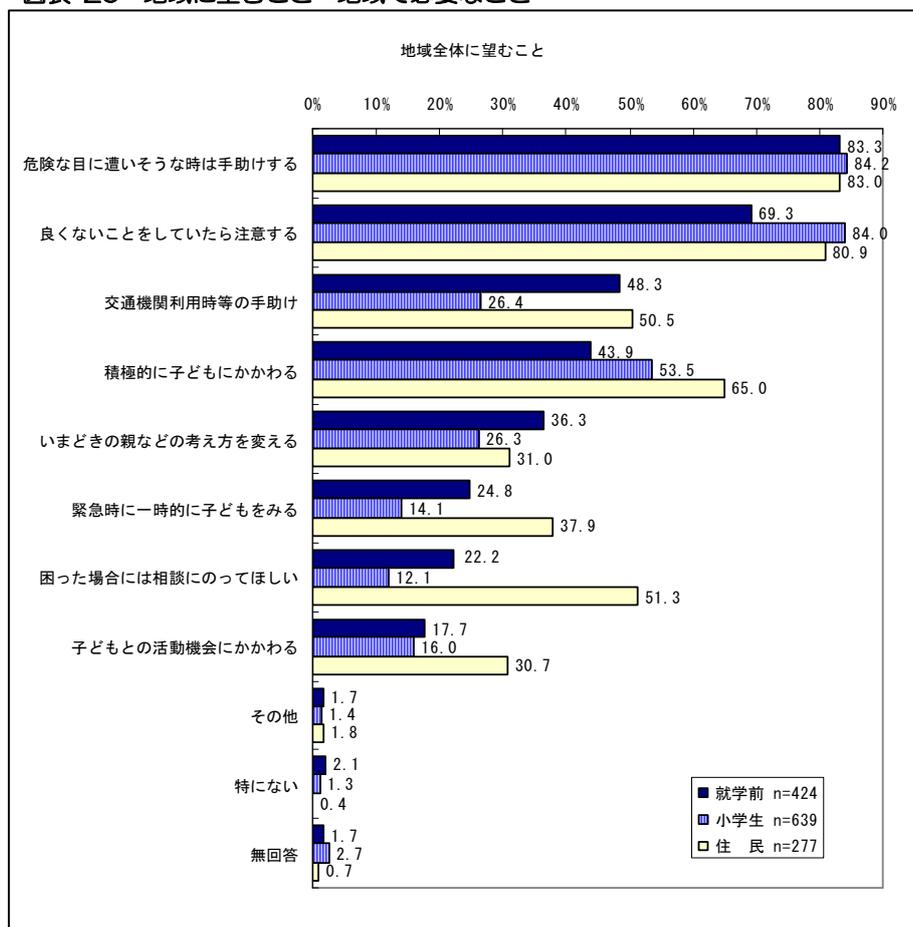


(3) 子どもと地域社会とのつながり

子育て家庭から地域社会に対しては、就学前、小学生、住民いずれも「危険な目に遭いそうな時は手助けする(してほしい)」、あるいは「良くないことをしたら注意する(してほしい)」と子どものへの関心と安全確保、旧来、持っていた子どもの育成機能を再生していくことが強く求められている結果となっています。また、就学前児童のいる家庭では「交通機関や施設の利用時に手助け(ほしい)」、「いまどきの親などの考え方を変える(変えてほしい)」が続いており、子育てに関する周囲の理解も求められています。

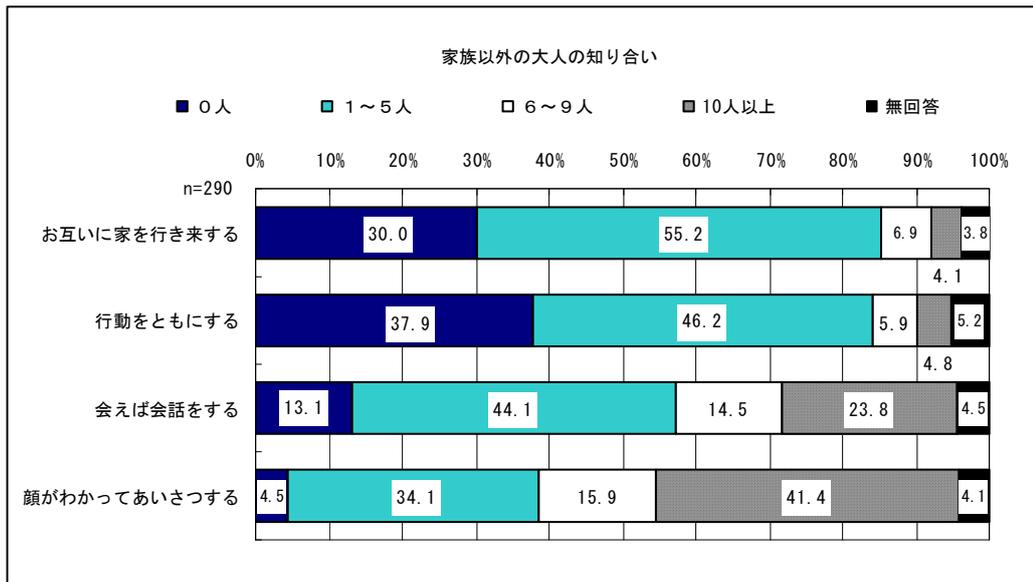
さらに、小学生4～6年生本人に質問したアンケートでは、行動をともにしたり、互いに家を行き来する大人がまったくいないとする子どもが多くなっており、地域社会との関係が希薄になっている様子がうかがわれます。こうしたことから、家庭における子育て力の低下とともに、地域における子育てを支える力も問われています。

図表 20 地域に望むこと・地域で必要なこと



資料：次世代アンケート(就学前・小学生・住民)

図表 21 小学生の地域での大人の知り合い



資料：次世代アンケート（4～6年生小学生本人）



3 次世代育成支援のための基本課題

(1) 子どもを取り巻く課題

少子高齢化の進行や社会経済状況の変化などによる子どもへのさまざまな影響が懸念されていますが、とりわけ、同年齢児や異年齢児との交友機会の減少、また、遊びなどを通じた実体験の機会の減少などから、子ども本来が持つべき自主性や社会性が育まれにくくなってきているといわれています。

また、日常生活の緊張感や負担感、疲労感、あるいは思春期の心の問題の影響から「キレル子ども」が増加していることが指摘されており、食育の面も含め、子どもの体と心の健康づくりに積極的に取り組む必要があります。

さらに、生き方（ライフスタイル）の多様化と相まって、「パラサイト・シングル」現象に示されるように、成人を迎えても親からの経済的・精神的な自立が進まない傾向が顕在化しており、若者を含め“子育て”の支援、大人への自立支援が求められています。

(2) 家庭、地域の変化からみた課題

子どもを育てることに喜びを感じている親が多くを占める一方で、経済的負担や精神的・肉体的負担、時間的拘束感など、子育てに不安やストレスを感じている人も少なくないことがアンケート調査結果にも表れています。

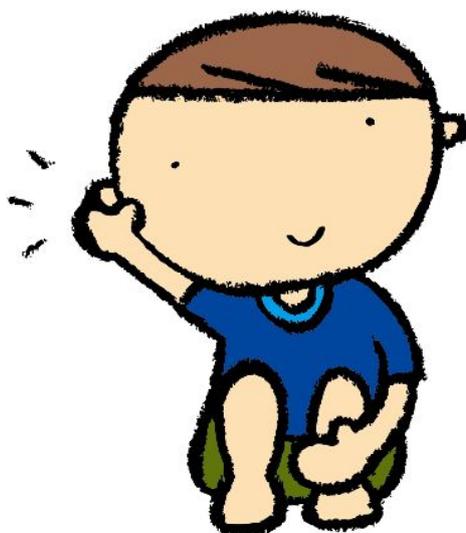
また、少子化の時代に生まれた親世代の中には、これまでの経験の中で子どもとふれあう機会が不足していたり、子育てをする立場になってからはじめて慌てたり、適切な指導や相談を受けたくても相手がないなどの事例も見られ、子育てに関する不安やストレスも一層強いものがあります。

こうしたことから、“親育ち”の観点から、学習機会や相談機会の充実など施策連携を強め、そのケアに努めていくことが必要であり、これから親となる“次世代”に対しても、次代の親づくりの視点からの施策充実が求められます。また、子育てと仕事の両立を志向する女性が多くなり、出産後も働きたいとの希望をもっており、多

3 次世代育成支援のための基本課題

様な働き方に対応した保育サービスや職場の理解が求められています。

子どもの最善の利益を守るという観点から、子どもは安全で、安心した継続的な成長の環境を与えられる権利があります。子どもの成長にとって最も安心、安全、安定した環境は家庭にあること、子育ての第一義的責任は親（保護者）にあることを基本認識のもとに、家庭・地域が協力しながら、次代を担う子ども一人ひとりが本来持っている育つ力を伸ばし、健やかに育つ環境を社会全体でつくる必要があります。



第三章 計画の基本的事項

1 計画の取組方針

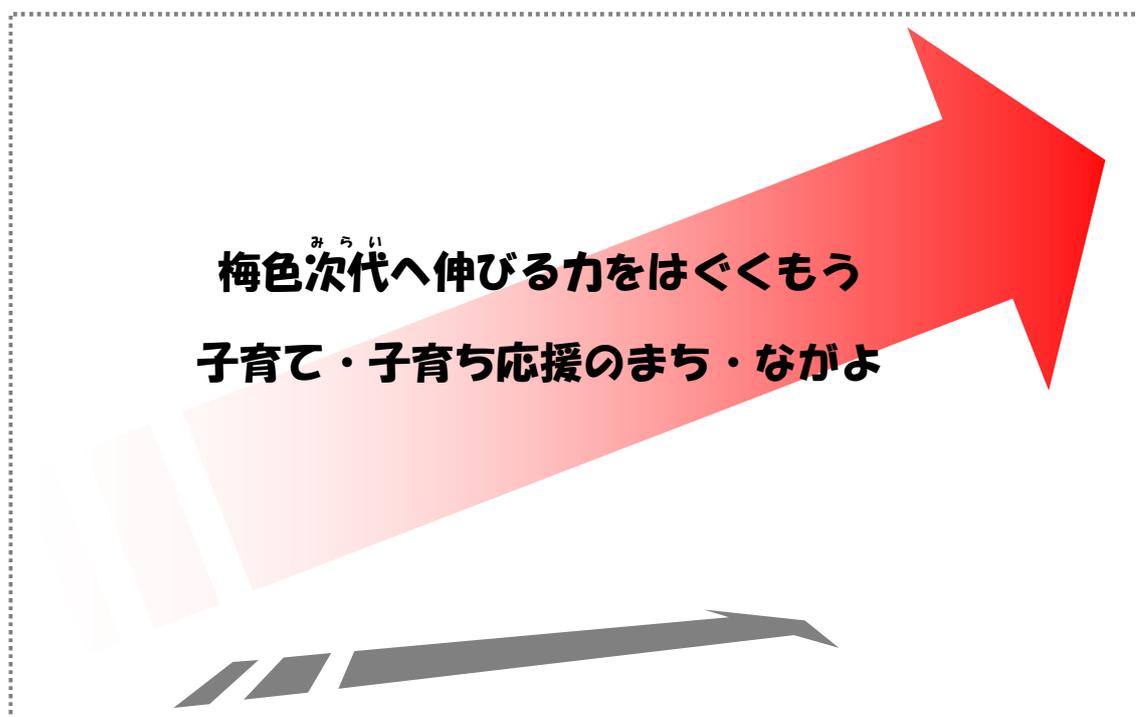
(1) 本計画の基本理念・基本目標

次世代育成支援対策推進法の趣旨や策定指針にのっとり、前記の基本課題をふま
えながら、本計画の基本理念と取組目標を以下のとおり定めます。

① 基本理念

美しい山々、町のシンボルとも言える長与川、波静かな大村湾など豊かな自然に
恵まれた本町は、美しい郷土を次代に引き継ぐ住民活動に取り組み、また「ふるさ
とカルタ」の作成や地域の祭りなど伝統ある郷土芸能の伝承活動によって、町の自
然や歴史を愛し、大切にしようとする子どもの育成を目指してきました。

これからは、町のすべての子どもが「一人の住民」として位置づけられ、町全体
がこぞって次代の担い手である子どもの健やかな育成に向けて、具体的な行動（ア
クション）を起こすよう、



を基本理念に定めます。

本町の町花・木である梅は、毎春、他の草木に先がけて花をつけることから、率先して物事に取り組む気質や姿勢を表現しています。子どものいる人もいない人も、すべての住民が子育て・子育てを応援する頼もしいまちづくりを、他に先がけて積極的に取り組むことを期待し、ながよの次代(みらい)を鮮やかな梅色にしていきたいと願うものです。



② 基本目標

なかまづくりは子育て・子育ての交流からはじめよう

- 1 子どもを社会で育てる意識づくり
- 2 子育て・子育て交流コミュニティづくり

子どもを生き育てることへの社会的評価と子育てや子育ては地域全体で支え合うものとの認識を広め、住民一人ひとりが子育てや子育てにかかわる様々な問題を地域全体の問題として積極的にとらえ、子育て・子育てをきっかけにした地域の交流活動が行われるよう環境づくりを進めます。

また、親同士が相談しあい、相互に学びあい、支え合う機会によって子育ての課題を解決する取組を育成・支援するとともに、子育て支援ボランティアへの参加を呼びかけていきます。

児童の人権を侵害する虐待の予防に努めるとともに、児童虐待の通報について地域住民に周知を図りながら、発見・防止ネットワークづくりを進めます。

子どもの生きる**か**つ(活)力をそだてよう

- 1 生きる力の育成
- 2 健康な大人になるための支援

学校教育においては保護者や地域との信頼関係を築きながら、基礎学力の着実な定着とともに、個々の子どもの個性と能力を伸ばすよう、教育の充実を図ります。

また、伝統文化の継承活動、福祉や環境をはじめとするさまざまなボランティア活動など多様な学習・体験機会によって子どもの自主性や自発性を高め、自信を持って生きることができるよう、地域の教育力を高めていきます。

思春期は子どもから大人になる転換期であり、心や体の健康がその後の人生に大きな影響を与えることことから、健康づくりに関する正しい知識と規則正しい生活習慣の形成に取り組みます。特に、食を通じた健康づくり、家庭づくりの観点から食育の推進を図ります。

よりよい子育て環境をつくろう

- 1 子育てと社会参加の両立支援
- 2 子育てを支援する生活環境の整備

保育所(園)や幼稚園の需要を的確に見極めながら、保育サービスの質と量の確保、多様化を進めていくとともに、家庭における子育てを安心して行うことができるよう、長時間労働の解消や育児休業の取得奨励など、企業や事業所に対して支援要請を行いながら、子どもの健やかな育成環境の形成に協力的な企業(事業所)を応援していきます。

また、乳幼児など子ども連れでも安心して外出し、施設利用ができるようバリアフリーのまちづくりを推進するとともに、交通事故や犯罪などの防止に努め、子どもと保護者の安全を確保していきます。

そして、生きる権利、育つ権利、守られる権利、「小さな住民」として参加する権利を尊重し、子どもの利益が最大限に尊重されるよう、子どもの目線に立った施策を進めます。

家庭 子育てを支援しよう

- 1 家庭の子育て力・教育力の向上
- 2 支援が必要な子ども・家庭への支援

すべての子育て家庭が子育ての楽しさを実感し、自信とゆとりを持って子育てができるよう、子育てに関する悩みや不安などを解消に向けて、相談体制の充実、子育て情報の提供の充実を図るとともに、家庭の教育力の向上を支援する機会を充実し、“親育ち”を支援します。

また、障害児など何らかの保護・支援が必要な子どものもつ力を伸ばす事業の充実と保護者や保育者への相談・支援体制の充実を図っていくとともに、ひとり親家庭の子育てを支援するため、自立への支援、相談体制や子育て支援サービスの充実に努めます。

子 子どもと母親の生命と健康を守ろう

- 1 安全で快適な妊娠・出産の支援
- 2 健やかな成長・発達支援

配偶者など家族に妊娠・出産への理解と協力を求めながら、安全で快適な妊娠・出産を実現できるよう母子保健の充実に努めます。

また、病気にかかりやすい乳幼児期はその後の成長・発達に大きく影響することから健康診査、予防接種などを充実し、疾病の予防と早期発見に努め、早期からの食育にも取り組みます。さらに、乳幼児の死亡のもっとも大きな要因は不慮の事故であることから、家庭での事故防止に努めます。

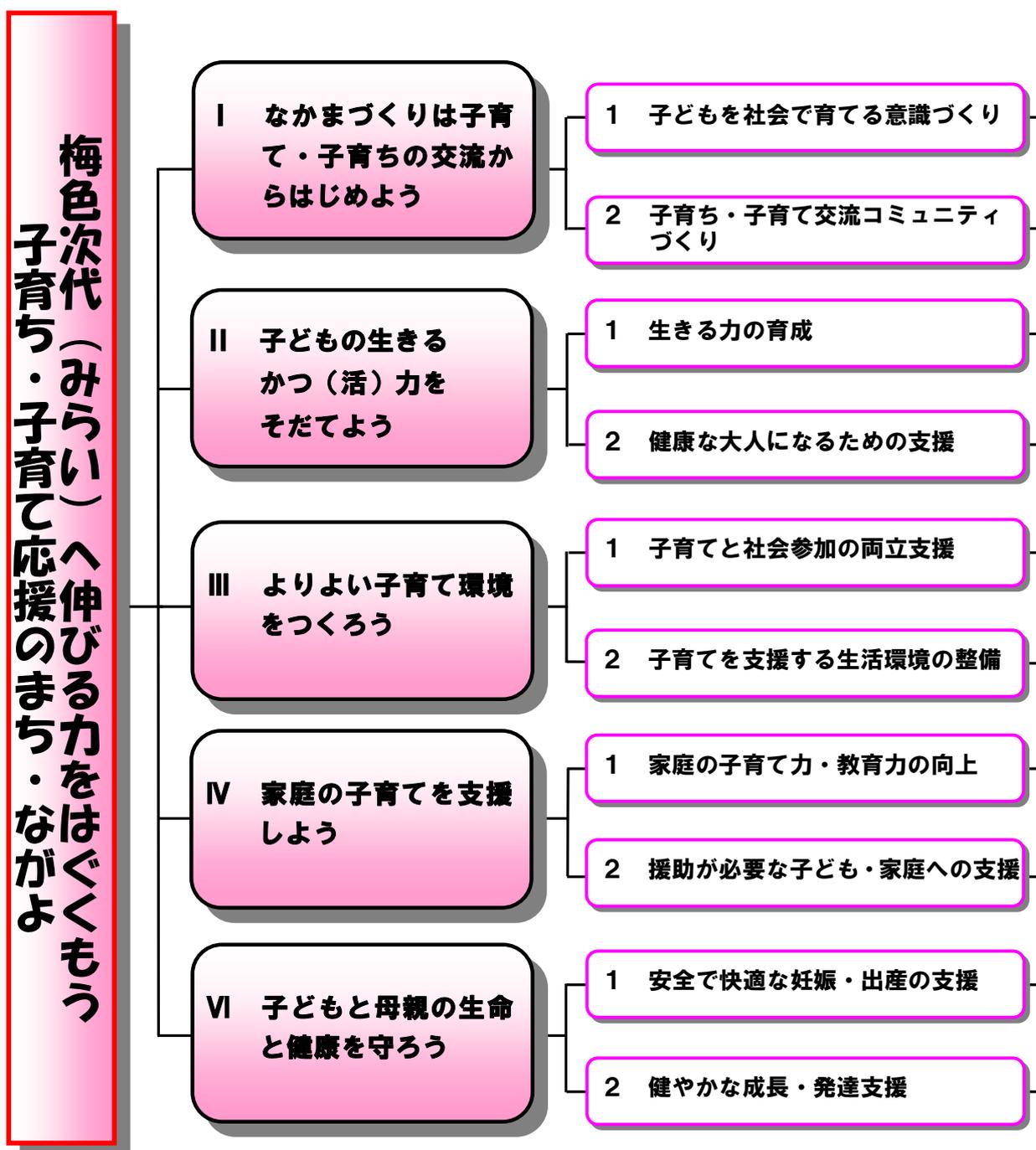
(2) 施策体系

本計画の理念（目標像）である「梅色次代（みらい）へ伸びる力をはぐくもう 子育て・子育て応援のまち・ながよ」の実現のため、先の施策の基本目標ごとに関連する施策を以下のとおり体系づけ、総合的な取組を進めます。

【基本理念】

【基本目標】

【推進施策】





【施策】

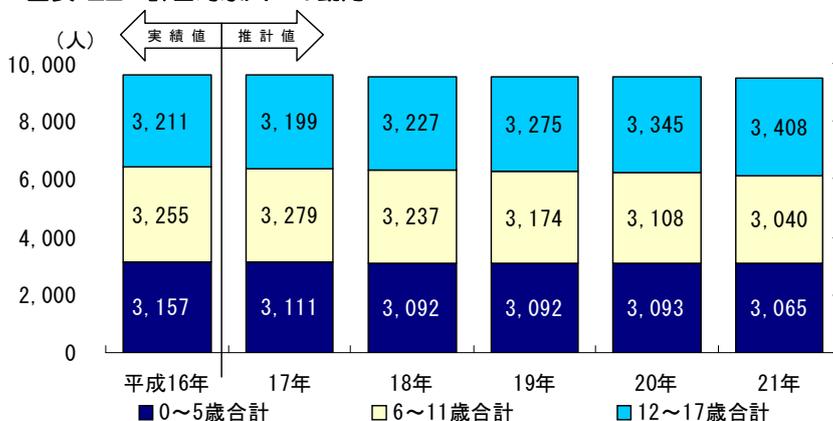
- ① 男女共同参加意識の啓発
② 社会への子育ての意義と関心の喚起
- ① 子どもにかかわる交流活動の推進
② 地域の子育て支援体制の整備
③ 児童虐待への対応
- ① 多様な学習・体験の推進
② 個に応じた指導の充実
- ① 思春期教育の推進
② スポーツに親しむ機会の充実
- ① 多様な保育サービスの確保と留守家庭への支援
② 仕事と子育ての両立支援
- ① 子ども・子育てに配慮したまちづくり
② 子ども等の安全の確保
③ 遊び場や集いの場の整備
- ① 子育て相談・情報提供の充実
② 父親の子育て参加と家庭教育力の向上
- ① ひとり親家庭への支援
② 障害児施策の充実
- ① 産前・産後の支援体制の充実
② 親となつてからの健康づくり
- ① 疾病の予防の充実
② 不慮の事故の防止

2 児童数の将来推計

次世代育成支援行動計画の対象となる0～17歳の児童人口は、平成16年の9,623人から、計画前期の目標年度である平成21年には9,513人へと微減が予測されます。

年齢階層別では0～5歳の就学前児童が3,157人から3,065人へ、6～11歳の就学人口が3,255人から3,040人へといずれも減少し、12～17歳人口では3,211人から3,408人へと増加する見込みです。

図表 22 計画対象人口の動向



注：平成12～16年4月1日の住民基本台帳人口に基づき、コーホート変化率法により推計

図表 23 本町の計画期間における児童人口推計

児童年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0～5歳合計	
推計人口	平成17年	506人	557人	529人	495人	504人	520人	3,111人
	平成18年	503人	523人	549人	518人	499人	500人	3,092人
	平成19年	501人	520人	516人	538人	522人	495人	3,092人
	平成20年	496人	518人	513人	506人	542人	518人	3,093人
	平成21年	490人	513人	511人	503人	510人	538人	3,065人

児童年齢	6歳児 (小1)	7歳児 (小2)	8歳児 (小3)	9歳児 (小4)	10歳児 (小5)	11歳児 (小6)	6～11歳合計	
推計人口	平成17年	548人	466人	582人	556人	564人	563人	3,279人
	平成18年	517人	542人	470人	582人	560人	566人	3,237人
	平成19年	497人	511人	548人	470人	586人	562人	3,174人
	平成20年	492人	491人	516人	548人	473人	588人	3,108人
	平成21年	515人	486人	496人	516人	552人	475人	3,040人

児童年齢	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	12～17歳合計	
推計人口	平成17年	527人	549人	537人	505人	533人	548人	3,199人
	平成18年	561人	524人	565人	538人	507人	532人	3,227人
	平成19年	566人	558人	539人	566人	540人	506人	3,275人
	平成20年	562人	562人	574人	540人	568人	539人	3,345人
	平成21年	588人	558人	578人	575人	542人	567人	3,408人

第Ⅳ章 計画の内容

■ 事業区分

記号	事業区分	目安
◎	新規	5年間で新たに実施します
○	拡充	5年間で拡充します
(記号なし)	継続	これまで実施してきた事業を継続します
□	検討	実施に向けて検討します

I 仲間づくりは子育て・子育ての交流からはじめよう

推進施策

- 1 子どもを社会で育てる意識づくり
- 2 子育て・子育て交流コミュニティづくり

1 子どもを社会で育てる意識づくり

具体的施策

- ① 男女共同参加意識の啓発
- ② 社会への子育ての意義と関心の喚起

本町の取り組むべき課題

男女共同参画社会の実現は 21 世紀のわが国の最重要課題として位置づけられており、平成 11 年に男女共同参画社会基本法が制定されて以来、都道府県や各地の市町村で条例が制定されるなど、取組が加速化しています。次世代アンケートからも、男女共同参画社会の必要性については3分の2の住民が同感であると答え、同感しないとする住民はわずかとなっています。しかし、家庭での育児や家事の分担については、「男性もできる限り分担する」が6割近くを占めており、「男性も積極的に分担」は現役の子育て世帯でも4分の1にとどまります。

わが国は育児や家事は女性がするものという性で役割を固定的に考える意識が強いといわれています。次世代アンケートにおいても、家庭での育児や家事の分担は「男性でもできるかぎり分担」とする回答が就学前の家庭も一般住民も半数を超え、「男性も積極的に分担」は2割台にとどまります。

本町では平成 14 年度に「長与町男女共同参画計画」(みんなが主役のまちづくり)

を策定し、15年度から総合的、計画的に男女共同参画にかかわる施策を推進しています。実効性の高い施策を、継続的に推進し、家庭内の男女共同参画を促進することが必要です。

一方、次世代アンケートによると少子化問題を「非常に問題だと思う」とする一般住民は3分の1にとどまり、特に若い世代で問題意識が低い様子が見られます。

子育てにはお金がかかる、責任が重い、子育てするには今の社会環境が不安などの不安を募らせる情報がありますが、現役の子育て家庭が「子育ては楽しい」と答えているように、子育てとは本来楽しいものであるはずで、若い世代にも子育ての楽しさをPRする必要があります。

子どもは社会の宝であり、明るい^{みらい}次代を思わせる存在です。

町をあげて次代の社会を担う子どもの幸せを第一に考えるとともに、子どもを生み育てることに関心を持ち、子育てへの評価を高めていくことが求められます。

また、子どもの数が少なくなり、兄弟数や近所の友達も少なくなっています。子どもの社会性や自立する力を育むことの大切さを社会に伝えていく必要もあります。



施策と事業

① 男女共同参加意識の啓発

固定的な性別役割分担意識の解消を目指し、家庭内での意識を高める取り組みを進めるとともに、様々な機会を通じて住民の男女共同参画意識を盛り上げます。

	事業名	対象者	事業の概要	数値目標			担当課
				内容	H16年度	H21年度	
	男女共同参画月間の設置	住民	集中的な啓発を行うため、男女共同参画月間を設置する。	男女共同参画月間	未設置	設置	企画課
	講演会の開催	住民	男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発のための講演会を定期的に関催する。	—	—	—	企画課 生涯学習課

② 社会への子育ての意義と関心の喚起

子どもの育成は子どもをもつ家庭だけでなく、すべての住民が自分の問題として捉え、それぞれの立場で何ができるのかを問い直す機会となるよう、子育ての社会化について広報・啓発を行います。また、若い世代に子育ての楽しさをPRする機会をつくります。

	事業名	対象者	事業の概要	数値目標			担当課
				内容	H16年度	H21年度	
	様々な地域行事への参加促進	住民	地域行事への住民の参加を促し、子どもの健全な育成環境を住民の手でつくる意識を醸成する。	—	—	—	企画課 地域政策課
	子育ての社会化の意識啓発	住民	子育ての社会化の必要性、子どもの自立など、広報紙やホームページなどによる意識啓発を行う。	—	—	—	福祉課
○	赤ちゃんふれあい体験	小中学生	乳幼児健診や相談時に、乳幼児とふれ合うことによって、いのちの大切さを学び、子育ての喜びを伝える。	実施回数	2回	夏2 春1 3回	健康保険課

2 子育て・子育て交流コミュニティづくり

具体的施策

- ① 子どもにかかわる交流活動の推進
- ② 地域の子育て支援体制の整備
- ③ 児童虐待への対応

本町の取り組むべき課題

次世代アンケートでは、子育てをするうえで地域全体に望むこととして、就学前、小学生ともに「危険な目に遭いそうな時に手助けや保護をしてほしい」をそれぞれ8割が上げ、「子どもがよくないことをしていたら注意してほしい」が続いています。住民も「危険な目に遭いそうな時に手助けや保護をする」「子どもがよくないことをしていたら注意する」ことが必要だとする回答が8割を超えています。

しかし一方で、子どもの非行などを目撃した場合には、「どの子どもでも注意する」とする一般住民は2割にとどまり、「知っている子どもはする」「注意しない」を合わせると半数を超えています。注意しない理由としては、「注意してもきかないと思う」「他人からの注意を肯定しない親が多い」「家族のつき合いがないと注意しにくい」とする回答が多く見られます。

人の子も自分の子も分け隔てなく叱ったり、子どもを危険から保護するためには普段からの交流とそれによって培われた信頼関係が不可欠です。

核家族化の進行などにより家庭の子育てが母親のみに偏り、特に専業主婦などの育児不安が指摘されていることから、共働き家庭に注目していた子育て支援を、すべての子育て家庭を対象とした支援が求められています。育児不安の解消には、適切な相談先があることや子どもを持つ者同士での相談・情報交換が効果的であることが次世代アンケートからも読みとれます。

本町では町内すべての保育園で園庭開放を行っているほか、町立高田保育園と私立保育園4園において子育て相談、子育てサークルの育成・支援、情報提供などの子育て支援センター事業を行い、親同士の交流にもなっています。

また、町内5か所の児童館ではなかよし広場を開設していますが、午前11～12時

I 仲間づくりは子育て・子育ての交流からはじめよう

を就学前の子どもに開放しており、親子の友達づくりの場となっています。児童館開放時間への要望が高いことから工夫が求められています。幼稚園においても未就園児を対象にした子育て支援が展開されています。

図表 24 本町の地域子育て支援の状況

保育所（園）名	園庭開放 午前 10～11 時	子育て支援センター事業
高田保育所	毎週水曜日	実施
長与保育園	第 2・第 4 土曜日	実施
めぐみ保育園	第 2・第 4 土曜日	実施
のぞみ保育園	第 2・第 4 土曜日	
わかば保育園	第 1・第 3 土曜日	
道の尾保育園	第 2・第 4 土曜日	実施
あじさい保育園	第 1・第 3 土曜日	実施

図表 25 本町の就学前児童の児童館開放の状況

児童館名	場 所
高田児童館	高田小学校横
上長与児童館	ニュータウン内
北児童館	北小学校横
南児童館	南陽台団地内
長与児童館	長与小学校横

注：平成 16 年現在 児童館開放午前 11～12 時

図表 26 本町の幼稚園における子育て支援の状況

幼稚園名	場 所	未就園児教室
あやめ幼稚園	嬉野郷	月平均 2 回程度（有料） 親子遊び、製作等
上長与幼稚園	吉無田郷	2 歳～就園前を対象にした親子のできる活動や育児相談等（有料）
フレンド幼稚園	高田郷	月平均 2 回（有料） 製作活動、クッキング、運動遊び、プール等

注：平成 16 年度現在

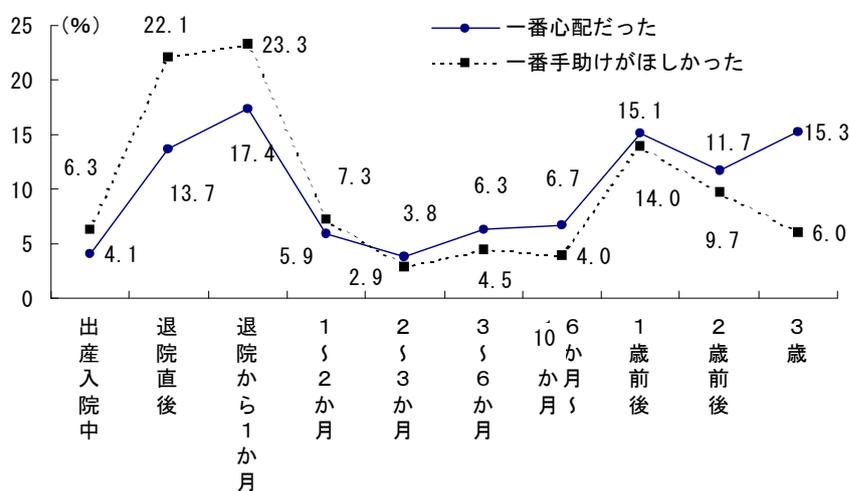
家族や親子関係に深くかかわる重大かつ不幸な事件が次々と顕在化しています。中でも児童虐待⁵は、家庭という子どもの成長を育む環境であるはずの場で、子どもの命を奪ったり、身体と心に癒しきれない深い傷を残します。

平成 12 年に児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）が施行されたことにより相談・通告が促進されたためか、児童虐待の相談件数は増加する傾向にありますが、母親からの虐待が多く、育児不安を抱える母親が増えていることも要因の一つといわれています。

母親を対象にした調査⁶によると、最も育児で不安だった時期は新生児期と1歳前後以降をあげる人が多く、手助けが必要だった時期は新生児期で高くなっています。1歳前後は手助けが欲しいとする人が多いのに対し、2歳前後では心配の方が強まっております。心配の対象がはっきりしない「不安」に変わっていると報告されています。

平成 17 年 4 月から改正児童福祉法が施行されることによって、都道府県所管の児童相談所に集中していた取組みが市町村に拡大され、児童虐待の予防は最も住民に近い自治体に求められることになりました。

図表 27 今まで育児について一番心配だった時期



資料：厚生労働白書（平成 15 年版）

注：大阪府「地域母子保健サービスに関する研究—新しい乳幼児保健活動の標準方式の策定のための研究—」

大阪府下A市の昭和 55 年生まれの全児を対象に経年的に行われた調査

⁵ 児童虐待：

保護者による身体的虐待、性的虐待、保護の怠慢（ネグレクト）、心理的虐待の4つの類型

⁶大阪保健センター母親調査（2000年）

虐待の未然防止や早期発見を中心とした積極的な取組みを進めるため、相談体制の充実や児童相談所をはじめとする関係機関との連携の強化を図る必要があります。また、児童虐待防止法が施行されたことによって虐待が疑われる場合には通報しなければならないことになりましたが、次世代アンケートではこのことを知らなかったとす住民が4割弱にのぼることから、住民への周知も求められます。

① 子どもにかかわる交流活動の推進

子どもを中心とした様々な交流活動が促進され、多様な人材とふれあう機会が得られるよう地域が主体的に行う活動を支援していきます。

	事業名	対象者	事業の概要	数値目標			担当課
				内容	H16年度	H21年度	
	体験交流学習事業	小中学生	小学6年生、中学2年生を対象にペーロン体験を行う。	実施回数	年1回	年1回	学校教育課
○	子どもの居場所づくり事業	小学生	学校週5日制に伴い公民館において、子どもの体験的講座、教室を開催する。学校の開放も検討する。	—	—	—	生涯学習課
	子ども会の活性化事業	就学前・小学生・保護者	子ども会活動の支援 リーダーの育成 球技大会・子どものつどいを開催する。	—	—	—	生涯学習課
	青少年健全育成活動	子ども・保護者	地域の青少年健全育成協議会における三世代交流や運動会等を実施する。	—	—	—	生涯学習課



② 地域の子育て支援体制の整備

母子保健推進員など地域住民の力を借りながら、子育て中の保護者を中心とした交流や育児サークルの育成を促し、育児の悩みや不安、孤立感の解消を図ります。

	事業名	対象者	事業の概要	数値目標			担当課
				内容	H16年度	H21年度	
○	地域子育て支援センター事業	乳幼児・保護者	公立保育所1園、私立保育所6園により、育児不安等についての相談指導、子育てサークル等の育成・支援、特別保育事業等の積極的実施・普及促進の努力、地域の保育資源の情報提供等、地域の子育て家庭に対する育児支援を実施する。 加えて、障害者（児）小規模通所授産施設を併設する「(仮称)ほほえみの家」の整備により、地域子育て支援事業を拡充するとともに、障害に対する住民の理解を深め、地域における障害者（児）・健常者（児）の共生社会の実現に寄与する。 また、子育て支援事業の質的向上を目指し、本町の地域特性を踏まえた今後の地域子育て支援センターあり方についても研究していく。	—	—	—	福祉課
○	児童館の活用	乳幼児・保護者	児童館の開館時間を早め、就学前親子の交流を支援する。	開館時間	午前10時30分～	午前10時～	福祉課
◎	ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児・保護者	育児の援助等を行いたい者と当該援助を受けたい者との調整等により、住民相互の支え合い活動体制を整備する。	—	—	—	福祉課 (社会福祉協議会)
	園庭開放	乳幼児・保護者	町内すべての保育園で就園前の子どもを遊ばせながら、親同士の交流を図る。	—	—	—	福祉課
	民生委員の活動	乳幼児・保護者	子育て支援活動の地区を担当する。	—	—	—	福祉課
	母子保健推進員活動	乳幼児・小学生・保護者	子育てサロン・子育てサポーター活動を行う。	—	—	—	健康保険課
	食生活改善推進員活動(春休みおやつ作り教室)	小学生	料理を作ることを通して食生活の大切さや作る楽しさを体験する。春休み期間中に町内3か所で実施。	実施回数	3回/年	3回/年	健康保険課
○	健康づくり推進員活動(保育園児とおやつ作り)	保育園年長児	各保育園で実施。 簡単なおやつを推進員と一緒に作り、その後、交流を図る。子どもには作る楽しさやおやつの大切さを体験する。	実施回数	6園に実施	7園に実施	健康保険課
○	食生活改善推進員活動(親子クッキング)	小学生	小学校のクラス行事として親子クッキングを実施。調理の指導や講話なども行う。	実施回数	2クラスに実施	5クラスに実施	健康保険課
	ツインズの会	多胎妊婦・多胎児とその家族	子育て座談会・健康づくり推進員との交流・育児用品リサイクル・身体計測・季節の行事などを行う。	実施回数	12回/年	12回/年	健康保険課
	未就園児親子教室	乳幼児保護者	就学前児童を対象に親子活動や育児支援を行う。	—	—	—	学校教育課

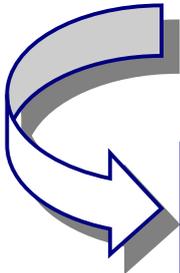
③ 児童虐待への対応

児童虐待の予防を重視し、家庭児童相談を強化します。また、児童相談所との連携や市内の連絡・協力体制を確立することはもちろんのこと、住民の児童虐待への関心を喚起して、虐待の早期発見、早期対応を図ります。

	事業名	対象者	事業の概要	数値目標			担当課
				内容	H16年度	H21年度	
◎	子育て支援サーフェィネットワークの開催	子育てに関する関係機関	ネットワーク会議・実務者による援助活動連絡会議（情報交換・事例研究）・個別事例に関するメンバーによる「援助チーム」で活動を行う。 住民への児童虐待防止法の啓発活動も行う。	—	未実施	結果とりまとめ	福祉課 健康保険課
◎	家庭児童相談員による児童家庭への支援	乳幼児保護者	平成 17 年 4 月から、児童虐待の相談窓口が市町村に移され、相談件数は増加すると予想されるため、相談員の増員を図り、同時に相談員の資質の向上に努める。	—	未実施	結果とりまとめ	福祉課 健康保険課
○	母子保健推進員の家庭訪問	乳幼児保護者	健診未受診者の家庭訪問や子育てサロンを通じて、専門的な支援が必要な乳幼児・保護者を把握する。	子育てサロンの開催地区数	4か所	5か所	健康保険課



Ⅱ 子どもの生きる活力を育てよう



推進施策

- 1 生きる力の育成
- 2 健康な大人になるための支援

1 生きる力の育成

具体的施策

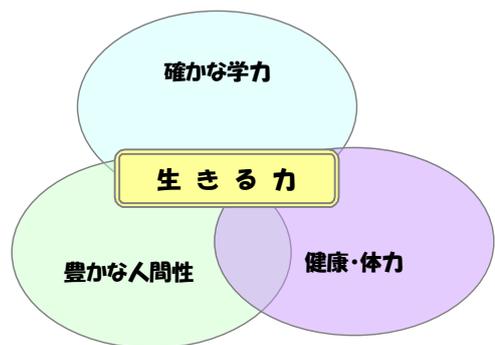
- ① 多様な学習・体験の推進
- ② 個に応じた指導の充実

本町の取り組むべき課題

次世代アンケートから、小学4～6年生の約1割の子どもは授業がよくわからないと回答しています。また、保護者も学校の授業だけだと学力の面で不安とする回答が3分の2にのぼり、学力に不安を感じていることがわかりました。

小学校期の学力は学習の基礎となるもので、ここでのつまずきはその後の学習を困難にする可能性が高くなります。また、変化の激しいこれからの社会にあって、“生きる力”を育むことが必要です。子どもの“生きる力”とは、「確かな学力」「豊かな人間性」「健康と体力」の3つの要素からなる力を指し、“確かな学力”とは知識や技能はもちろんのこと、学ぶ意欲や、自分で課題を見つけ問題解決する資質や能力までを含めたものです。

わが国の子どもは、判断力や表現力が十分に身につけていないこと、学習意欲が必ずしも高くないこと、学習習慣が十分身につけていないことが指摘されています。また、子ど



Ⅱ 子どもの生きる活力を育てよう

もの学びを支える自然体験・生活体験などが不足し、人や物とかがかわる力が低下しています。開かれた学校を推進し、地域の協力を得て、魅力ある学校づくりに取り組む必要があります。

図表 28 本町の小中学校の状況

		教職員数 (人)	児童生徒数 (人)	学級数 (クラス)	普通教室 (クラス)	特別教室 (クラス)
小 学 校	長与小学校	30	608	20	20	12
	洗切小学校	18	341	11	11	10
	高田小学校	19	339	12	12	10
	長与北小学校	24	557	17	17	7
	長与南小学校	50	1,180	32	26	14
	小学校計	141	3,025	92	86	53
中 学 校	長与中学校	32	512	17	17	17
	長与第二中学校	29	515	15	15	13
	高田中学校	21	344	10	10	13
	中学校計	82	1,371	42	42	43

注：平成 16 年 5 月 1 日現在



施策と事業

① 多様な学習・体験の推進

読書する習慣や自らが考え、創造する喜びを体験させるとともに、自然体験学習、意見発表の機会になどにより生きる力の育成を図ります。

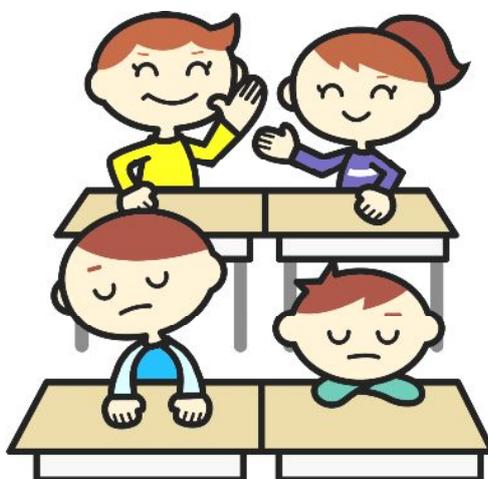
事業名	対象者	事業の概要	数値目標			担当課
			内容	H16年度	H21年度	
児童館における体験	幼児～高校生	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにする場を提供する。	—	—	—	福祉課
夏休み子供料理教室	町内小学生	料理を作ることを通して食生活の大切さや作る楽しさを体験する。夏休み期間に町内4か所5回実施。	実施回数	4か所 5回/年	4か所 5回/年	健康保険課
農園での農業体験	町民	農園5か所(246区画)整備して貸出し、親子で農業を体験する。	—	—	—	農林水産課
野外宿泊学習	中学1年生	中学1年生を対象に、2泊3日の宿泊学習を行う。	実施回数	年1回	年1回	学校教育課
中学生からのメッセージ(文化活動事業)	中学3年生	代表(各校3人)による意見発表を行う。	実施回数	年1回	年1回	学校教育課
小学生読書のつどい(文化活動事業)	小学3・4年生	各校から読書活動の取組発表を行う。	実施回数	年1回	年1回	学校教育課
なかよし音楽会(文化活動事業)	小学2年生	各校から合奏・合唱の発表を行う。	実施回数	年1回	年1回	学校教育課
道徳教育	全小中学生	学年別に重点目標を設け、取り組む。	実施回数	週1時 限	週1時 限	学校教育課
学校における読書活動	全小中学生	始業時前の10～15分を読書タイムとして設定する。	中学毎日 小学数回	毎日 10分 数回 15分	毎日 15分 毎日 15分	学校教育課
奉仕体験活動	全小中学生	ボランティアで地域の清掃等を実施する。	実施回数・箇所数	年1回 数校	年1回 全校	学校教育課
学校評議員	全小中学生	学校運営に関し、意見、助言を行う。	開催回数・委員数	年2回 各校3名	年2回 各校3名	学校教育課
教育補助員	小学1年生	小学1年生に対して、学校生活、学習の手助けを行う。	配置人数	5名	5名	学校教育課
子どもの読書活動	子ども・保護者	学校・家庭における10分間読書運動を行う。長与の子どもたちに読ませたい200冊の本を活用する。	—	—	—	生涯学習課

② 個に応じた指導の充実

少人数学級に取り組み、一人ひとりの習熟の程度に応じたきめ細やかな指導により、基礎的学力の向上を図るとともに、学習意欲を高めます。

また、心の教育を充実するため、積極的な生徒指導の推進、道徳教育の充実、体験的な活動の充実を図ります。

	事業名	対象者	事業の概要	数値目標			担当課
				内容	H16年度	H21年度	
	少人数教育の推進	全小中学生	1クラスを2つに分けて、授業を行う。	—	—	—	学校教育課
	個に応じた進路指導	全小中学生	基礎・基本の確実な定着を図る。	—	—	—	学校教育課
	コンピュータ等の活用による授業	全小中学生	総合的な学習、調べ学習の時間に活用する。	実施回数	週1時限	週1時限	学校教育課
	校内研修	教師	学校別に教育目標を定め実施、それを評価し改善する。	実施回数	年間を通して実施	年間を通して実施	学校教育課
	心の教育サポーター	中学生	生徒が悩みを気軽に話し、ストレスを和らげることができるようスクールカウンセラーを中学校に配置する。	—	—	—	学校教育課
○	子どもと親の相談員	小学生	いじめ・不登校等問題行動の未然防止や早期発見対応を目的に、現在、南小学校に配置されている相談員を町内全小学校に配置する。	配置校	南小	全小学校	学校教育課
	チームティーチング授業	全小中学生	2人の教師が1時限を同時に担当する。	—	—	—	学校教育課



2 健康な大人になるための支援

具体的施策

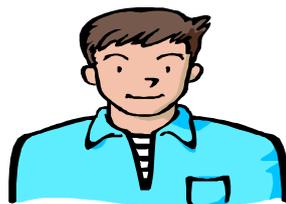
- ① 思春期教育の推進
- ② スポーツに親しむ機会の充実

本町の取り組むべき課題

思春期は子どもから大人への過渡期であり、身体の著しい成長に比べ、精神的・社会的に未熟であり、様々な問題が生じやすい時期です。近年は思春期の性行動が活発化していることを背景に、望まない妊娠・人工妊娠中絶や性感染症が増加しており、また喫煙、飲酒、薬物乱用などが問題となっています。次世代アンケートでは、小学校高学年で性教育を行うべきだとする保護者が6割となっており、思春期保健の対象が低年齢化しています。適切な時期に正しい性の知識や喫煙、飲酒、薬物などに対応した学習機会が求められています。

平成15年のわが国の刑法犯少年は14万4千人を超え、刑法犯少年の人口比（同年齢層の人口千人当たりの検挙人員）は上昇し、平成10年のピークから減少傾向にあったものが再び増加に転じています。

犯罪の種別では窃盗が多く、占有離脱物横領が続いています。刑法犯のうち、万引きや自転車盗、オートバイ盗などの初発型非行は単純な動機から安易に行われますが、本格的な非行の入り口ともなり、軽視することはできません。年齢別では16歳が最も多く、14歳がこれに続き、14～16歳で刑法犯少年全体の63.0%を占めています。



Ⅱ 子どもの生きる活力を育てよう

① 思春期教育の推進

保健所、学校、健康センターの連携を図り、思春期の保健・教育に取り組んでいきます。

	事業名	対象者	事業の概要	数値目標			担当課
				内容	H16年度	H21年度	
○	赤ちゃんふれあい体験（再掲）	小中学生	乳幼児健診や相談時に、乳幼児とふれ合うことによって、いのちの大切さを学び、子育ての喜びを伝える。	実施回数	2回	夏2 春1 3回	健康保険課
□	思春期講座の開催	保護者	保健所の出前講座を周知する。	内容	未実施	パンフ 配布	健康保険課
□	思春期保健・教育の取り組み	小学生 中学生	思春期の心と体について学年毎に学習する。	対象学年	小 4～ 6年 中 1～ 3年	小 4～ 6年 中 1～ 3年	健康保険課 学校教育課
	地産・地消の推進	住民	学校給食へ町内で収穫された農産物を提供し、食の安全性を高めるとともに、地域の食材への関心を高める。	—	—	—	農林水産課
	家庭教育学級での思春期講座	中学生保護者	思春期の子どもを持つ親のための子育て講座を各中学校で開催する。	実施回数	年1回	年1回	生涯学習課

② スポーツに親しむ機会の充実

スポーツを身近なものとして親しむことができるよう地域の社会資源を活用し、運動する環境に整備に取り組むとともに、指導員の確保に努めます。

	事業名	対象者	事業の概要	数値目標			担当課
				内容	H16年度	H21年度	
	中学校部活指導員	3中学校の課外クラブ指導者	課外クラブの活動推進のために指導員に対して活動手当をクラブ後援会を通じて支給し、指導員を確保する。	対象校	3中学校	3中学校	体育文化課
	総合型地域スポーツクラブの設立	住民	誰もがそれぞれの体力や年齢、技術、興味や目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができ、地域住民が主体的に活動・運営するクラブの設立を支援する。	町内にH22年までに1ヶ所	0	0	体育文化課



Ⅲ よりよい子育て環境をつくろう

推進施策

- 1 子育てと社会参加の両立支援
- 2 子育てを支援する生活環境の整備

1 子育てと社会参加の両立支援

具体的施策

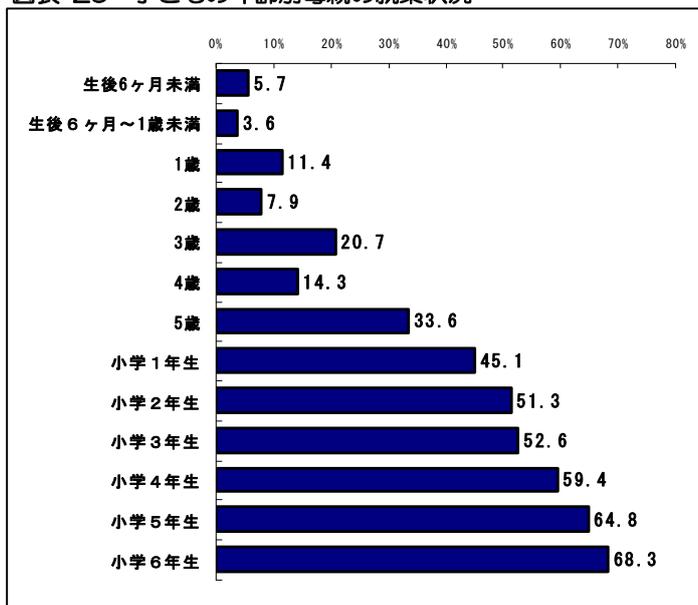
- ① 多様な保育サービスの確保と留守家庭への支援
- ② 仕事と子育ての両立支援

本町の取り組むべき課題

次世代アンケートによると、母親が就業している割合は就学前の5歳で3割を超え、1歳でも1割強となるなど今後も保育ニーズの高まりが予測されます。また、女性の子育てと仕事の両立にとって必要なこととして、就学前、小学生いずれも「多様な保育サービスを充実すること」が上位にあがっており、就学前では延長保育、緊急時の一時預かり、病後児保育を、小学生では緊急時の一時預かりを望む声が高くなっています。

町内には公立保育所1園、私立保育園6園があり、留守家庭対策としては5か所で放課後児童クラブを実施していますが、平成17年度にファミリーサポートセンターを開設し、住民のニーズに柔軟に対応できるようになりつつあります。

図表 29 子どもの年齢別母親の就業状況



資料：次世代アンケート（就学前・小学生）

図表 30 放課後児童健全育成事業の状況

クラブ名	運営主体	開設場所	開設時間
まるたんぼクラブ	父母会	児童館	12～19時
高田児童クラブ	父母会	児童館	13～17時
長与北児童クラブ	父母会	児童館	13時30分～18時
長与南児童クラブ	父母会	児童館	13～18時
あらいきり児童クラブ	父母会	学校の余裕教室	13～18時

図表 31 本町の幼稚園における預かりの状況

幼稚園名	場 所	預かり保育
あやめ幼稚園	嬉野郷	月～金 (15～18時) 土曜 (8時～15時) 長期休暇中 (8時～18時)
上長与幼稚園	吉無田郷	月～金 (14～18時) 土曜 (8時30分～18時) 長期休暇中 (8時30分～18時)
フレンド幼稚園	高田郷	月～金 (14～18時15分) 土曜 (7時30分～17時30分) 長期休暇中 (7時30分～18時15分)

一方、次世代アンケートから妊娠・出産をきっかけに退職した人が就学前・小学生で6割にのぼり、育児休業を取得した人は2～3割程度です。育児休業を取得しなかった理由としては、「自分の仕事が忙しく、同僚に迷惑がかかる」「取得しにくい雰囲気があった」「取得すると収入が減る」などとしており、育児休業制度が整備されていても現実には取得することの難しさをうかがわせる結果となっています。

少子化の流れを変えるためには「仕事や社会参加と子育ての両立」を望む声が高く、母親も一人の自立した女性として自己実現する観点からも、また経済的な理由からも、男女が共に働き、子育てと両立することが可能なシステムを築き上げていかなければなりません。



施策と事業

① 多様な保育サービスの確保と留守家庭への支援

多様な保育ニーズに対応し、住民相互の支え合いによる子育て支援を促進しながら、幼稚園の預かり保育も進め、利用者の立場に立った多様なサービスを実現していくとともに、質の向上にも取り組みます。また、ファミリーサポートセンターによる柔軟なサービスの利用についても周知していきます。

	事業名	対象者	事業の概要	数値目標			担当課
				内容	H16年度	H21年度	
□	一時保育事業	乳幼児	育児疲れ解消、急病や継続的勤務・短時間勤務等の勤務形態の多様化等に伴う一時的な保育に対する需要に対応する。	実施箇所数	5カ所	7カ所	福祉課
	通常保育事業	乳幼児	「保育に欠ける児童」の入所について、入所希望の動向を見ながら、適切な対応を図る。	受け入れ児童数	963人	982人	福祉課
	延長保育事業	乳幼児	11時間の開所時間の後、1時間の延長保育を実施する（民間保育所6ヶ所）。	利用者数	174人（6カ所）	184人（6カ所）	福祉課
□	休日保育	乳幼児	休日保育の実施に向けて検討を行う。	—	未実施	結果のとりまとめ	福祉課
□	病後児保育	乳幼児	ニーズの動向、安全性、利便性を見ながらファミリー・サポート・センターによる実施も含め検討する。	—	未実施	結果のとりまとめ	福祉課
□	総合施設 ⁷	乳幼児	国、県の動向を見ながら、就学前の教育・保育を一体として捉え、幼稚園と保育園を一本化した施設を検討する。	—	未実施	結果のとりまとめ	福祉課
□	保育サービス評価システム ⁸	保育所	園の自己評価を含め、利用者をはじめ地域住民に信頼される保育サービスを提供するため、サービス内容の評価方法を検討する。	—	未実施	結果のとりまとめ	福祉課
	放課後児童健全育成事業	就学児童	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供する。	利用者数	320人	360人	福祉課
◎	ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	乳幼児児童	育児の援助等を行いたい者と当該援助を受けたい者との調整等により、住民相互の支え合い活動体制を整備する。	設置箇所数	未実施	1カ所（H17）	福祉課（社会福祉協議会）
○	子どもの居場所づくり事業（再掲）	小学生	学校週5日制に伴い公民館において、子どもの体験的講座、教室を開催する。学校の開放も検討する。	—	—	—	福祉課 生涯学習課

⁷ 総合施設：
就学前の教育・保育を一体として捉え、幼稚園と保育園を一体化した施設です。

⁸ 保育サービス評価：
保育サービスを中立、公平な立場から第三者機関が専門的かつ客観的に評価することです。

② 仕事と子育ての両立支援

特に男性が子育てに参加できるよう事業主への周知、男性の意識の変革を図っていきます。また、入札時に少子化対策や男女共同参画の取り組みを調査し、町の姿勢を示すとともに、ファミリーフレンドリー企業⁹の募集によって少子化対策に取り組む企業（事業所）の社会的評価を周知します。

	事業名	対象者	事業の概要	数値目標			担当課
				内容	H16年度	H21年度	
◎	次世代育成支援対策推進法の周知	事業所	一般事業主行動計画の策定に取り組むよう、推進法の周知を図る。	—	—	—	企画課 地域政策課 福祉課
◎	出前講座の開催	事業所	働き方の見直しなど少子化対策への関心を高めるため、事業所に出前講座の開催を推進する。	—	—	—	企画課 生涯学習課 福祉課
◎	ファミリーフレンドリー企業の周知	住民	ファミリーフレンドリー企業の認証取得した事業所を広報紙等で紹介する。	—	—	—	企画課 地域政策課 福祉課
◎	少子化対策に取り組む事業所の公表	住民	働き方の見直し等について出前講座の開催など積極的に少子化対策に取り組む事業所を広報紙等により紹介する。	—	—	—	企画課 地域政策課 福祉課
	商工会と連携した労務講座・経済講座の開催	事業所	商工会と連携した労務講座・経済講座等の開催時に働き方の見直しなど少子化対策への関心を高める。	—	—	—	地域政策課
◎	入札参加資格審査申請にあたっての男女共同参画取り組み状況の報告	事業所	次世代育成支援一般事業主行動計画策定の有無と予定を要件に入れる。	—	未実施	実施（H18年～）	土木管理課
	預かり保育	幼児	平日（月～金）や長期休暇に預かり保育を提供する。	実施箇所数	3園	3園	学校教育課
□	講座の開催	事業所	働く婦人の家において、働き方の見直し等少子化対策に関する講座を開催する。	—	—	—	生涯学習課



⁹ ファミリーフレンドリー企業：

仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取り組みを行う企業のことをいいます。

2 子育てを支援する生活環境の整備

具体的施策

- ① 子ども・子育てに配慮したまちづくり
- ② 子ども等の安全の確保
- ③ 遊び場や集いの場の整備

本町の取り組むべき課題

安心して子育てをするために、子ども連れでも気軽に安全で快適に外出できる環境が求められています。次世代アンケートでは、外出するときに困ったこととして、「子どもとの食事に配慮された場所がない」をはじめ「買い物や用事の合間の気分転換に遊ばせる場所がない」「歩道の段差などがベビーカー等の通行の妨げになる」「親子での利用に配慮したトイレがない」が3割を超える回答となっています。

平成 10 年度の長崎県福祉のまちづくり条例の施行、平成 12 年度の交通バリアフリー法¹⁰の制定やハートビル法¹¹の改正によって、高齢者や障害者向けのバリアフリーやユニバーサルデザイン¹²は促進されつつあり、歩道の段差解消や不特定多数の人が集まる建物のエレベータの設置などは進んできました。しかし、子育て家庭に配慮したトイレや手洗いなどが設置されていない施設が多く、子育て家庭にとってのバリアフリー化はなかなか進んでいないのが現状です。

また、就学前家庭の半数が交通機関や施設を利用する時は地域の人に助けてほしい

¹⁰ 交通バリアフリー法：

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進するため、
Ⅰ. 鉄道駅等の旅客施設及び車両について、公共交通事業者によるバリアフリー化を推進する
Ⅱ. 鉄道駅等の旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づき、旅客施設、周辺の道路、駅前広場等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進することが趣旨です。

¹¹ ハートビル法：

正式名称を「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」といい、高齢化社会にむけ高齢者、障害者の社会的参加を積極的に推進するため、これに対応できる建築物を建設することを目的に平成 6 年 9 月から施行されています。さらに公益的な建築物のバリアフリー化のスピードアップを図るため、平成 14 年 7 月の法改正により、病院、劇場、百貨店などの不特定かつ多数の者が利用する建物から、不特定でなくても多数の者が利用する学校、卸売市場、事務所、共同住宅などに範囲が広がられました。

¹² ユニバーサルデザイン：

年齢や障害の有無などによる特定の人のためのデザインではなく、最初からできるだけ多くの人が使いやすいように製品、建物、環境をデザインすることをいいます。

と望んでいます。特に子どもが小さいうちは手荷物が多く、兄弟がいる場合はさらに外出するのが困難になります。住民のちょっとしたサポートや配慮が求められます。

子どもにとって安全で、健やかなまちづくりを進めていくには地域との協働が欠かせません。住民の誰もが地域で子どもを育てるという視点を持ち、子どもにとって健全なまちづくりを進めていくことが必要です。

① 子ども・子育てに配慮したまちづくり

経済的支援の充実をはじめ子育てがしやすいまちづくりを進めるとともに、次代を担う子どもにとってよりよい環境をつくります。

	事業名	対象者	事業の概要	数値目標			担当課
				内容	H16年度	H21年度	
	児童手当	0～小学校3年生	小学校3年生までの児童を養育している保護者に対して手当を支給する。	—	—	—	福祉課
○	乳幼児福祉医療	乳幼児	入院医療費助成対象年齢は就学前まで拡大するとともに、通院医療費助成対象年齢を「0歳から3歳未満」から「0歳から就学前」までに拡大する。	対象年齢 (通院)	3歳未満	就学前児童 (H17年度～)	福祉課
	通学路の薬剤散布の低減	農業者	環境保全型農業の取組みとエコファーマー ¹³ の推進を図る。	—	—	—	農林水産課
	幼児遊園の安全性の確保	住民	3町営住宅のすべてに整備している幼児遊園を点検する。	—	—	—	土木管理課
□	多子世帯の町営住宅優先入居	住民	町営住宅への多子世帯入居優先枠を検討する。	—	未実施	結果のとりまとめ	土木管理課
	有害図書の調査	住民	有害図書やビデオの少年に対する販売の禁止、及び「有害図書コーナー」設置表示ステッカー貼付の協力を依頼する。	—	—	—	生涯学習課



¹³ エコファーマー：

「食の安心・安全」「環境に優しい農業」の理念に基づき、土づくり、化学肥料・農薬の低減を一体的に行う農業生産方式の導入計画を策定し『持続性の高い農業生産方式』として県知事の認定を受けた農業者をいいます。

Ⅲ よりよい子育て環境をつくろう

② 子ども等の安全の確保

交通安全教育の徹底に努めるとともに、時津警察との連携のもと、防犯意識と犯罪への対応力を高めます。また、子ども110番の家の設置など、まちをあげて子どもを対象とした犯罪の予防・防止に努めます。

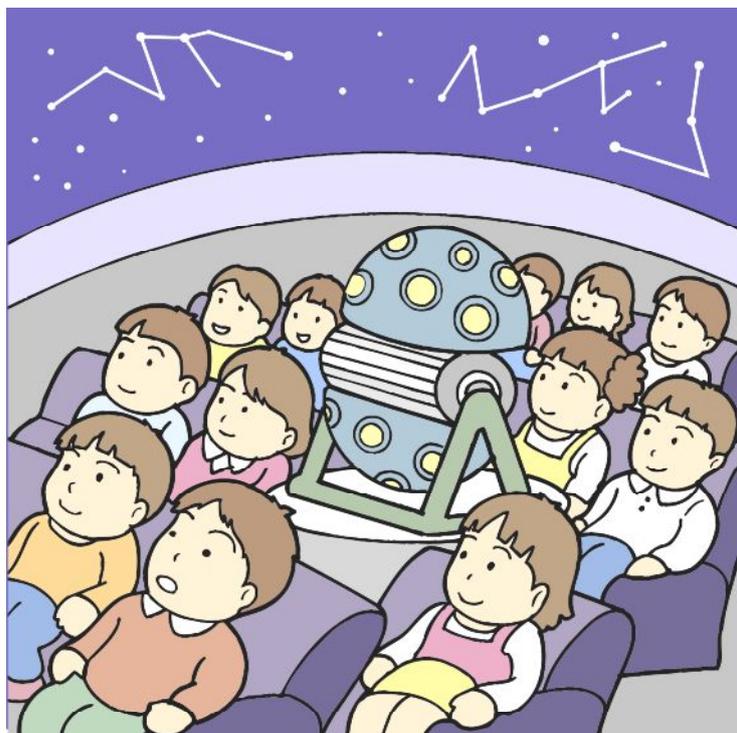
	事業名	対象者	事業の概要	数値目標			担当課
				内容	H16年度	H21年度	
	交通安全教室	保育園児 幼稚園児 小学校児童	保育園・幼稚園・小学校単位で交通安全教室を開催する。	—	—	—	総務課
	防犯灯の設置・管理	住民	自治会からの要望を受けて防犯灯を設置・管理する。	—	—	—	総務課
	歩道・街灯の整備	住民	毎年、道路維持費の中で、緊急箇所より対応する。	—	—	—	土木管理課
	防犯ブザーの支給	小学校全校	防犯ブザーを全児童に貸与する。	対象者	全小学生	全小学生	学校教育課
	子ども向け防犯対策	小中学校全校	警察官による防犯指導を行う。	実施回数	年1回	年1回	学校教育課
	学校校舎耐震診断	全小中学校	コンサルによる校舎屋内、体育館の耐震診断を行う。	実施校	4校	2校	学校教育課
	子ども110番の家	子ども	子どもが危険を感じた場合、駆け込んで保護する緊急避難場所を確保する。	—	—	—	生涯学習課
	夜間パトロール	子ども	夏休みにおける青少協による夜間パトロールを実施する。	—	—	—	生涯学習課



③ 遊び場や集いの場の整備

子育て中の家庭の要望を聞きながら、家族で遊べる公園の整備を計画的に進めます。また、中高生の居場所づくりにも取り組みます。

	事業名	対象者	事業の概要	数値目標			担当課
				内容	H16年度	H21年度	
□	中高生の居場所づくり	中高生	児童館に中高生タイムをつくる、あるいは勤労青少年ホームの活用など、中高生の居場所づくりについて、中高生が主体的に検討する会議を設置する。	—	未実施	結果のとりまとめ	福祉課 生涯学習課
	公園整備事業	住民	各自治会等の要望により、各公園を整備する。	—	—	—	都市計画課
	遊具の点検	住民	公園の遊具の点検により安全性の確保に努める。	—	—	—	都市計画課



IV 家庭の子育てを支援しよう

推進施策

- 1 家庭の子育て力・教育力の向上
- 2 援助が必要な子ども・家庭への支援

1 家庭の子育て力・教育力の向上

具体的施策

- ① 子育て相談・情報提供の充実
- ② 父親の子育て参加と家庭教育力の向上

本町の取り組むべき課題

本町の子育て相談は、健康センターで開催するおやこ相談、お誕生相談をはじめ次表のように行っています。また、本町の子育て情報の提供については、リーフレットや広報紙、ホームページなどで行っていますが、各課で行っている様々なサービスがあるため利用者にとってはわかりにくいものとなっています。また、外出しにくい保護者にも配慮した情報提供や相談も必要です。

父親の子育て参加が促進されつつあるとはいえ、次世代アンケートでは“子どもの世話をする”“母親の精神的な支えとなる”父親は3分の1にとどまり、ほとんどしない父親が1割を超えています。こうした実態に6割を超える母親は“おおむね不満”（「とても不満」と「どちらかという不満」の合計）と回答しています。

子育て支援に関する調査¹⁴によると、父親が子育て参加しない理由として、7割を超える父親は「仕事が忙しすぎる」ことをあげています。一方の母親ではこれが6割弱

¹⁴ 「子育て支援等に関する調査研究」：
（株）UFJ総合研究所（厚生労働省委託 2003年）

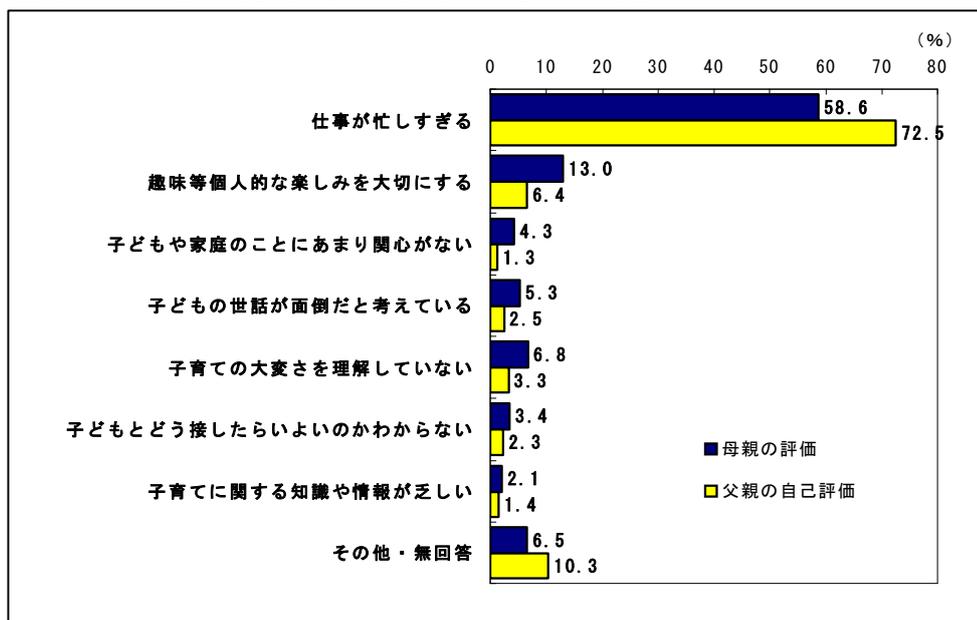
にとどまり、「趣味など個人的な楽しみを大切にする」「子どもや家庭のことにあまり関心がない」「子どもの世話が面倒だと考えている」「子育ての大変さを理解していない」など父親の非協力、無理解をあげる母親が3割にのぼり、夫婦間で認識が異なっています。父親の子育て参加の如何にかかわらず、夫婦間のコミュニケーションが十分にとられていると互いに評価し合っている場合は、母親の満足度は高く、育児不安が低いとの指摘もあります。

子どもが感じる家庭生活の満足度は、親との会話の頻度などと大きく関係するといわれていますが、次世代アンケートから小学生の家庭を見ると、母親との会話に比べ、父親との会話はたいへん少なく、友だちのことや自分が悩んでいることは母親に話すことが多いようです。思春期になるとさらに父親との会話が減少するのが一般的です。

図表 39 本町の子どもの教育と相談

分類	相談事業	内容	実施場所など
健やかに育てるための教育・相談	1～2ヶ月児相談	子ども、保護者の心と身体、育児の相談	健康センター（月1回）
	おやこ相談	子ども、保護者の心と身体、育児の相談	健康センター（月1回） 上長与児童館（奇数月） まなび野西集会所（偶数月） 長与児童館（月1回）
	お誕生相談	1歳を迎える子どもの計測と相談	健康センター（月1回）
	幼児学級	1歳7か月頃の子育て教育・相談	健康センター（月1～2回）
	3歳児学級	3歳児頃の子育て教育・相談	健康センター（年間10回）
発達相談	こども相談	心・身体・ことばなどが心配な乳幼児から小中学生と保護者に保健師・臨床心理士が対応する。	健康センター（年間12回）
新生児などの家庭を訪問する相談	訪問指導	新生児や病気、障害等で個別の相談が必要な乳幼児と保護者に保健師・栄養士等が訪問して対応	
なんでも相談	長与子どもホットライン	小中学生や保護者のための相談	月・火・木・金 午前9時～午後5時
子育て相談	親子ホットライン（県教育センター）	子ども・子育て電話相談	0120-72-5311 月～金 午前10時～午後9時 fax(24時間受付) 0120-72-5311
養育上の悩み	子ども家庭110番（県中央相談所）	子どもの性格・行動・虐待などの相談	877-1117
問題行動・非行など	ヤングテレホン（県警察本部）		0120-78-6714

図表 39 父親が子育て参加への関わりが十分でない理由



資料：(株)UFJ総合研究所「子育て支援等に関する調査研究」(厚生労働省委託 2003年)

施策と事業

① 子育て相談・情報提供の充実

職員の資質の向上を図りながら、利用者の立場に立った子育て相談を行っていくとともに、子育て情報の一元化を図る子育てガイドブック(仮称)を作成し、情報提供の充実を図ります。

	事業名	対象者	事業の概要	数値目標			担当課
				内容	H16年度	H21年度	
○	地域子育て支援センター事業(再掲)	乳幼児・保護者	<p>公立保育所1園、私立保育所6園により、育児不安等についての相談指導、子育てサークル等の育成・支援、特別保育事業等の積極的実施・普及促進の努力、地域の保育資源の情報提供等、地域の子育て家庭に対する育児支援を実施する。</p> <p>加えて、障害者(児)小規模通所授産施設を併設する「(仮称)ほほえみの家」の整備により、地域子育て支援事業を拡充するとともに、障害に対する住民の理解を深め、地域における障害者(児)・健常者(児)の共生社会の実現に寄与する。</p> <p>また、子育て支援事業の質的向上を目指し、本町の地域特性を踏まえた今後の地域子育て支援センターあり方についても研究していく。</p>	—	—	—	福祉課

	事業名	対象者	事業の概要	数値目標			担当課
				内容	H16年度	H21年度	
◎	子育てガイドブックの作成・配付	子育て家庭の保護者	各課で実施する各種の子育て支援メニューに係るパンフレット等を体系化し、利用者にわかりやすい「子育てガイドブック」（仮称）を作成する。	—	—	—	福祉課
□	子育て情報のIT化	住民	ホームページ上の子育て情報を充実する。	—	—	—	福祉課
○	こども相談（再掲）	母子関係の不安や問題をもつ親子	臨床心理士による個別相談（予約制）を行う。	実施回数	12回／年	14回／年	健康保険課
	ツインズの会（再掲）	多胎妊婦・多胎児とその家族	子育て座談会・健康づくり推進員との交流・育児用品リサイクル・身体計測・季節の行事などを行う。	実施回数	12回／年	12回／年	健康保険課

② 父親の子育て参加と家庭教育力の向上

実習や体験を含め、妊娠中から子育てへの関心を高めながら、夫婦で出産を迎える準備を支援します。特に「食」への関心を高めることが必要であることから、新たな事業にも取り組みます。

核家族化などに伴い子育てのコツを教える機会や家族とのふれあいが減少していることから、参加しやすい機会を捉えて家庭教育学級や親子で参加する事業を実施し、子育て家庭を支援します。

	事業名	対象者	事業の概要	数値目標			担当課
				内容	H16年度	H21年度	
◎	パパママクッキング	妊婦と夫	調理実習を含んだ妊娠中からの食生活に関する知識や技術を提供する。	実施回数	未実施	6回/年	健康保険課
○	パパママ学級	妊婦と夫（夫婦での参加原則）	グループワーク（参加者間での情報交換）・沐浴実習・妊婦体験実習（夫）を行う。	父親の参加率	17%	30%	健康保険課
	家庭教育学級（幼稚園・小中学校）	園児・児童・生徒・先生・保護者	家庭教育力を高め、子どもの健全な育成を図るため、幼稚園・小中学校において家庭教育学級を開催する。	—	—	—	生涯学習課
	就学時の説明会における子育て講演会の開催（小中学校）	保護者	就学説明会時に子育て講演会を開催する（各小中学校）。	—	—	—	生涯学習課
	親子教室の開催	子ども・保護者	生後9ヵ月から就園前までの子どもと親子でのふれあいの時間をつくる。	—	—	—	生涯学習課
	乳幼児学級の開催	保護者	子育てに悩む0～3歳児の子どもをもつ親を対象に講演を含め5回講座を開催（託児付）する。	—	—	—	生涯学習課

2 援助が必要な子ども・家庭への支援

具体的施策

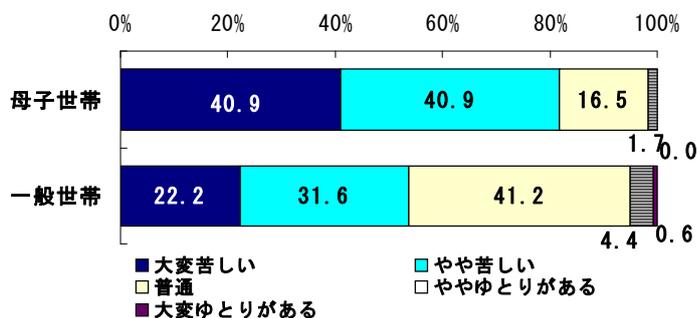
- ① ひとり親家庭への支援
- ② 障害児施策の充実

本町の取り組むべき課題

離婚の増加に伴いひとり親家庭の増加を背景に、国では平成 16 年、初めて母子家庭の白書¹⁵をまとめましたが、この中で母子家庭の1世帯あたりの平均所得額（平成 14 年度）は 243 万 5 千円と、一般世帯（602 万円）の約 4 割の水準であり、およそ 8 割の母子家庭が生活の苦しさを感じていることを指摘しています。

本町の次世代アンケートにおいても、就学前の母親のみの家庭では「子育ては親の責任といわれ、不安や負担を感じる」「仕事や社会活動と子育ての両立が難しい」「子育てにお金がかかる」について“よく感じている”割合が一般家庭に比べ高く、小学生の家庭では「子育てにお金がかかる」が目立って高いことから、子育ての不安・負担感や経済的負担の重さがうかがわれます。

図表 32 母子家庭の生活意識



資料：国民生活基礎調査（平成 14 年度）



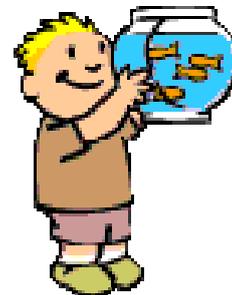
¹⁵ 「平成 15 年度における母子家庭の母の就業の支援に関する施策の実施の状況報告」（厚生労働省）

障害のある子どもにとって大切なことは、ノーマライゼーションの理念（障害のあるなしにかかわらず、誰もがわけ隔てなく普通の生活を送ることができる社会の実現）に基づく支援です。

平成 16 年 12 月、高機能自閉症¹⁶、LD（学習障害¹⁷）、ADHD¹⁸（注意欠陥／多動性障害）など発達障害のある子どもの早期発見と発達支援が重要であるとの認識に立ち、発達障害者支援法¹⁹が成立し、自治体の責任が明らかにされました。母子保健で行う乳幼児健診や学校の健康診断において発達障害の早期発見、相談などの対応、発達障害者支援センターへの紹介などを行うことになっています。また、保育や放課後児童クラブ、教育の場においても配慮が求められることが明文化されました。

本町では、ひばり学級を開設し、心身の発達に不安がある乳幼児や小学生に保育・療育支援を行っています。

本計画を策定するにあたり実施した障害児の保護者に向けたアンケートから、専門的な相談やちょっとしたことでも気軽に聞ける相談や、同年齢の子どもと遊ぶ機会などの要望が出されています。また、就学後の学習支援、社会の理解も求められています。



¹⁶高機能自閉症：

3歳くらいまでに現われ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②ことばの発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいいます。

¹⁷LD学習障害：

全般的な知的発達遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するなどの能力のうち、特定分野の習得と活用に著しい困難がある障害を指しています。

¹⁸ADHD（注意欠陥多動性障害）：

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力・衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものをいいます。

¹⁹発達障害者支援法：

LD、ADHD、高機能自閉症など発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、福祉の増進に寄与することを目的としています。平成 17 年 4 月に施行されます。

Ⅳ 家庭の子育てを支援しよう

① ひとり親家庭への支援

安心して子どもの養育を行うことができるよう計画的に母子家庭等の自立を支援していきます。

	事業名	対象者	事業の概要	数値目標			担当課
				内容	H16年度	H21年度	
	母子家庭への医療費の助成	母子家庭の母及び子	母子家庭の母又は子が医療機関において診療を受けた時、支払った保険診療金額の一部を助成する。	—	—	—	福祉課
	児童扶養手当	母子家庭の母及び養育者	父親と生計を同じくしていない、母子家庭等の生活の安定と児童の福祉の増進の為、手当てを支給する。	—	—	—	福祉課
□	町営住宅のひとり親家庭優先入居	ひとり親	町営住宅へのひとり親家庭入居優先枠を検討する。	—	未実施	結果のとりまとめ	土木管理課

② 障害児施策の充実

障害の早期発見・早期対応に努めるとともに、就学後の一人ひとりの良好な学習環境の確保を図るなど、発達段階に応じた支援に取り組みます。

また、療育相談者や保育所の保育士の資質の向上に努めるとともに、支援費による良質なサービスの確保をはじめ支援するサービスの充実に努めます。

	事業名	対象者	事業の概要	数値目標			担当課
				内容	H16年度	H21年度	
◎	(仮称)ほほえみの家の整備	障害児	精神障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児(者)の小規模通所授産施設、知的障害児通園施設、子育て支援を総合的に提供し、共生社会の実現を推進する。	—	未実施	設置	福祉課
◎	乳幼児支援関係者連絡会	関係機関のスタッフ	心や身体に問題がある乳幼児を早期に発見、支援するために関係者が情報交換を行い、協力体制を図る。	実施回数	未実施	年2回(H17)	福祉課
	障害児通園事業(ひばり学級)	乳幼児及び保護者	身体、知的の発達に不安がある乳幼児に対し、早期から保育・療育を行い子どもの発達を促し、親子での通園により母子の絆を深め、他の親子との交流を行い不安を解消する。	—	—	—	福祉課
	通常保育への受け入れ	就学前の障害児	障害の程度に応じ、集団保育が適切な場合の受け入れを行う。	—	—	—	福祉課

事業名	対象者	事業の概要	数値目標			担当課
			内容	H16年度	H21年度	
放課後児童クラブへの受け入れ	小学生	障害の程度に応じ、集団保育が適切な場合の受け入れを行う。	—	—	—	福祉課
居宅生活支援費サービスの提供	障害児及び保護者	支援費制度により、居宅介護支援、デイサービス支援、短期入所支援等を実施する。	—	—	—	福祉課
障害児（者）福祉手当	障害児及び保護者	在宅の障害児で日常生活において、常時介護を必要とする方に手当てを支給する。	—	—	—	福祉課
特別児童扶養手当	障害児及び保護者	在宅の障害児で重・中程度の障害児の保護者に手当てを支給する。	—	—	—	福祉課
障害児（者）等への医療費の助成	障害児及び保護者	身体障害児・知的障害児が医療機関において診療を受けた時、支払った保険診療金額の一部を助成する。	—	—	—	福祉課
障害児への日常生活用具の給付・貸与	障害児	在宅の身体障害児・知的障害児に対し、日常生活を容易にするための用具を給付・貸与する。	—	—	—	福祉課
障害児への補装具の交付・修理	障害児	身体障害児の、日常生活の能率の向上を図ることを目的として補装具を交付・修理する。	—	—	—	福祉課
障害者住宅改造費助成	障害児及び保護者	在宅の障害児が家庭内での日常生活を容易にするために住宅の改造を行う際、一部を助成する。	—	—	—	福祉課
福祉タクシー助成	障害児及び保護者	身体障害児・知的障害児が容易に外出できるよう、タクシー料金の一部を助成する。	—	—	—	福祉課
知的障害児・者交通費助成	障害児及び保護者	在宅の知的障害児が施設（事業所）に通所するために公共の交通機関等を利用した時、本人及び介護者へ交通費を助成する。	—	—	—	福祉課
在宅介護者見舞金	障害児の保護者	在宅の重度障害児の保護者に見舞金を支給する。	—	—	—	福祉課
在宅重度障害者見舞金	障害児の保護者	在宅の障害児に見舞金を支給する。	—	—	—	福祉課
こども相談（再掲）	母子関係の不安や問題をもつ親子	心・身体・ことばなどが心配な乳幼児から小中学生と保護者に保健師・臨床心理士が対応する。	実施回数	12回／年	14回／年	健康保険課
すくすくキッズ	発達が境界域の児。母子関係に問題のある親子で継続フォローが必要な者	6回1クール、年4クールにて保育士によるおやこ遊びの指導を中心に、生活や発達に関するミニ講話（保健師・小児科医・言語聴覚士・栄養士）や個別相談を行う。	実施回数	6回×4／年	6回×4／年	健康保険課
特別支援教育の推進	小学生	モデル事業の結果を生かし、障害の程度に応じて障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行う。	—	—	—	学校教育課

Ⅳ 家庭の子育てを支援しよう

	事業名	対象者	事業の概要	数値目標			担当課
				内容	H16年度	H21年度	
	学校教育相談指導員	児童生徒 保護者	学校教育相談指導員を学校教育課に配置し、障害児の就学相談・療育相談等にあたる。	—	—	—	学校教育課
	教育補助員の配置	障害児	引き続き、町事業として小学校1年生の生活支援を行う。	—	—	—	学校教育課
	心の教育サポーター	全中学生	生徒、先生、保護者の悩み事等の相談を受ける。	3名	3名	3名	学校教育課
	子どもと親の相談員	南小学校	子どもや保護者の悩み事等の相談を受ける。	1名 南小	1名 南小	全小学校5名	学校教育課

V 子どもと母親の生命と健康を守ろう

- 1 安全で快適な妊娠・出産の支援
- 2 健やかな成長・発達支援

1 安全で快適な妊娠・出産の支援

具体的施策

- ① 産前・産後の支援体制の充実
- ② 親となってからの健康づくり

本町の取り組むべき課題

女性にとって妊娠・出産は大きな喜びですが、次世代アンケートにおいては就学前の子どもを持つ母親のおよそ14%に出産への不満が見受けられ、妊婦健診や出産費用の経済的負担がもっとも大きな不満の要因となっているほか、「妊娠（または産後）うつがあった」「分娩に対する不安があった」とする回答が見られます。特に初めて妊娠・出産する人には出産に対する不安やこれからの子育ての不安などの解消も求められています。不安を抱えたまま出産を迎えることがないよう、正しい情報の提供や相談しやすい体制づくりなど、快適で安心な妊娠・出産・子育てへの支援が必要です。

また、子育て中には子どもの健康に気遣っても母親の健康は二の次になりがちですが、妊娠や出産をきっかけに家族全体の健康づくりを考える出発点とし、婦人健診の受診勧奨、健康教育等への参加促進を行い、継続した支援体制をつくる必要があります。そのためには参加しやすい環境づくりが大切で、預かり保育等も含めた対策が必要です。さらに、妊娠・出産・子育てを契機に、喫煙や飲酒が体に大きな影響を及ぼすことへの関心を高めることも効果的です。

図表 33 平成 16 年度妊婦を対象とする母子保健事業

事業	実施場所	実施回数	対象者	実施内容
マタニティ広場	健康センター	年間12回・4クール	全妊婦 主に初妊婦	広 場：①妊娠中の生活、母子手帳の利用法 ②おっぱいについて、妊婦体操 ③赤ちゃんを迎える準備と育児について ・1～2カ月児相談同時実施 （赤ちゃんとの触れ合い体験実習） ・3回（3カ月）で1クールの内容
マタニティクッキング		年間12回		クッキング：・調理実習
妊婦歯科健康チェック		年間3回	全妊婦	歯科医師の講話・口腔内チェックと個別指導 歯科衛生士によるブラッシング指導
パパママ学級		年間6回	全妊婦と夫 （夫婦で参加が原則）	・グループワーク（意見や情報の交換、参加者交流） ・沐浴実習 ・妊婦体験実習 ・先輩パパママの体験談



施策と事業

① 産前・産後の支援体制の充実

心身の変化が著しい妊娠・出産期において、妊婦の健康づくりを支援するとともに、家族の理解を高め、安全で快適な妊娠・出産の環境の確保を支援します。また、仲間同士や先輩ママとの交流、父親の参加促進などにより妊娠・出産に対する不安の解消を図るとともに、妊娠中から「食」への関心を高めます。

	事業名	対象者	事業の概要	数値目標			担当課
				内容	H16年度	H21年度	
○	マタニティ広場	妊婦	グループワーク（妊婦間の交流・仲間づくり）・赤ちゃんや先輩ママとの交流・妊婦体操・出産準備・乳房管理を行う。	初産婦参加率	23%	30%	健康保険課
○	マタニティクッキング	妊婦	調理実習を含んだ妊娠中からの食生活に関する知識や技術を提供する。	実施回数	12回	18回	健康保険課
○	パパママ学級（再掲）	妊婦と夫（夫婦での参加原則）	グループワーク（参加者間での情報交換）・沐浴実習・妊婦体験実習（夫）・先輩パパママの体験談を行う。	初産夫婦参加率	36%	40%	健康保険課
	妊婦健診	妊婦	妊娠前期、後期の各1回医療機関にて個別健診を行う。	—	—	—	健康保険課
	新生児訪問	新生児（主に第1子）	発達チェック・体重測定・育児相談・沐浴指導・子育て支援に関する社会資源の紹介などを行う。	—	—	—	健康保険課
	母子栄養食品支給事業	妊産婦及び乳児	栄養強化を行うことが必要な者にミルクの支給を行う（住民税・所得税非課税世帯）。	—	—	—	健康保険課
	母子健康手帳の交付	妊婦	妊婦健診の受診票発行、妊娠中や出産後の事業紹介を行う。	—	—	—	健康保険課
◎	パパママクッキング（再掲）	妊婦と夫	調理実習を含んだ妊娠中からの食生活に関する知識や技術を提供する。	実施回数	未実施	6回/年	健康保険課
	1～2ヵ月児相談（再掲）	1～2ヵ月児（主に第1子）	親の健康づくり、赤ちゃんについて講話、グループワークなどを行う。	実施回数	12回/年	12回/年	健康保険課
◎	不妊対策	住民	不妊対策の啓発を行う。	—	未実施	結果とりまとめ	（西彼保健所）

② 親となってからの健康づくり

子育て中の親の一般健診や乳がん、子宮がん検診の受診を促すとともに、受診しやすい環境に配慮します。また、妊娠・出産・子育てを期に喫煙が体に与える影響について一層の知識の普及や情報提供に努めます。

	事業名	対象者	事業の概要	数値目標			担当課
				内容	H16年度	H21年度	
◎	ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	乳幼児児童	育児の援助等を行いたい者と当該援助を受けたい者との調整等により、住民相互の支え合い活動体制を整備する。	—	—	—	福祉課 （社会福祉協議会）
◎	たばこの害について	保護者	各種事業の中で啓発に努める。	—	未実施	結果とりまとめ	健康保険課
	おやこ相談（再掲）	3カ月～就学前児の保護者	保護者の健康相談、血圧測定、検尿を行う。	実施回数	4カ所 36回 /年	4カ所 36回 /年	健康保険課
○	婦人の健診	保護者	7月～12月を受診月として集団個別で成人検診を受診する。	検診者数	571人	600人	健康保険課



2 健やかな成長・発達支援

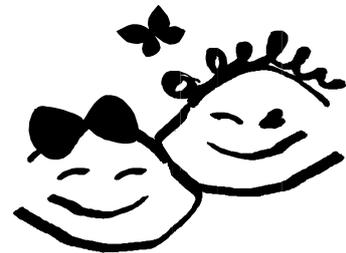
具体的施策

- ① 健やかな成長・発達支援
- ② 疾病の予防と不慮の事故の防止

本町の取り組むべき課題

本町の乳幼児健康診査は3～4か月児の健康センターでの集団健診、9～10か月児の医療機関における個別健診、1歳9か月児・3歳児（3歳4か月）の健康センターでの集団検診を行っているほか、3か月から就学前の子どもを対象に自由参加のおやこ相談、おやこ広場を開催しています。気軽な相談や保護者同士の交流の場にもなっており、情報交換をしながら育児不安の解消にもなっています。また、食生活の基礎となる大切なこの時期、離乳食教室や離乳食中期の試食会、及び訪問等を通して食生活の技術支援を行っています。家族全体の健康意識の向上と楽しい食生活を目指し、今後よりいっそう「食育」の推進を図ることが必要です。

親の不注意から家庭内での子どもの事故が増加しているほか、近年注目されている「乳幼児突然死症候群（SIDS²⁰）」で、年間500から600人の子どもが亡くなっています。まだ首がすわっていない乳児を強く揺さぶったことが原因で脳内出血を起こしてしまう「揺さぶられっこ症候群²¹」も最近相次いで報告されていることから、これらの防止について啓発することが必要です。



²⁰乳幼児突然死症候群 SIDS: (Sudden Infant Death Syndrome) :

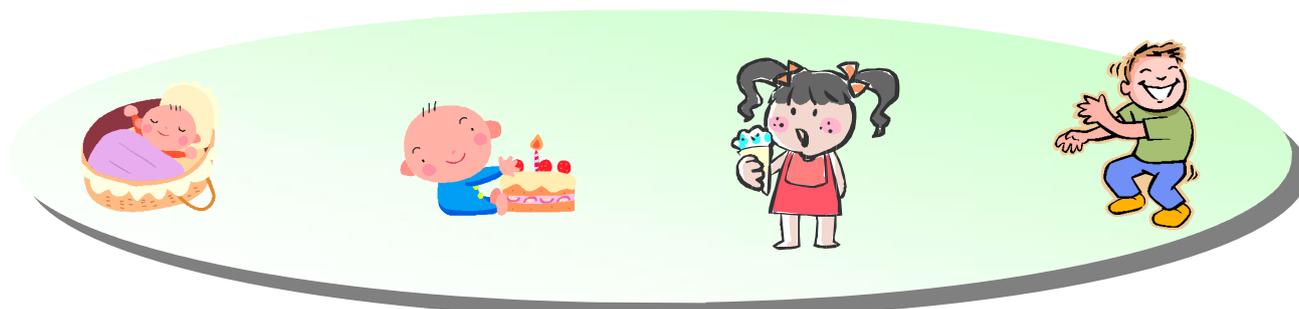
それまで元気だった赤ちゃんが、事故や窒息ではなく眠っている間に突然死してしまう病気です。そのほとんどが1歳未満の乳児で、中でも生後1～4か月頃の赤ちゃんに最も多く発症しています。原因はまだよくわかっていませんが、育児環境の中にSIDSの発症率を高める因子があることが明らかになってきました。

²¹揺さぶられっこ症候群 :

子育てのときに強く揺さぶると脳の血管、脳自体が引き裂かれてしまい、死亡したり、重大な脳障害を起こす症状です。

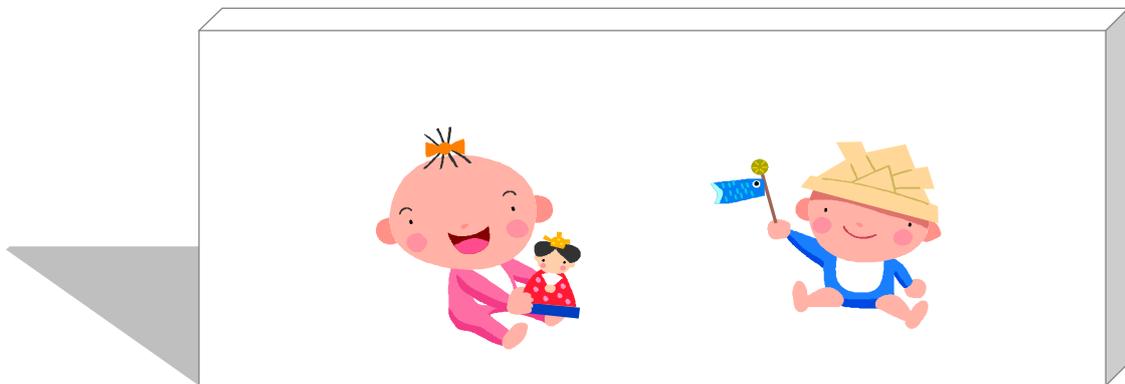
図表 34 平成 16 年度乳児を対象とする母子保健事業

事業	実施場所	実施回数	対象者	実施内容
新生児訪問		随時	新生児（主に第 1 子）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体重測定 ・ 発達チェック ・ 育児相談 ・ 沐浴指導
1～2 カ月児相談	健康センター	年間 12 回	1～2 カ月児	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体測定 ・ グループワーク ・ 栄養指導 ・ 保健指導
乳児健診（3～4 カ月児健診）	健康センター（集団健診）	年間 24 回	3～4 カ月児	<ul style="list-style-type: none"> ・ 問診 ・ 身体測定 ・ 内科検診 ・ 栄養指導 ・ 保健指導
（9～10 カ月児健診）	各医療機関（個別健診）	随時	9～10 カ月児	
離乳食教室	健康センター	年間 12 回	4～5 カ月児の保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初期の離乳食を調理する ・ 試食 ・ グループワーク（参加者の交流） ・ 栄養、保健相談
おやこ相談	健康センター 上長与児童館 まなびの西集会所 長与児童館	年間 12 回 年間 6 回 年間 6 回 年間 7 回	3 カ月～就学前児	参加者の希望で子どもの「計測」母の「健康チェック」親子の「栄養相談」「保健相談」を行うほか、子どもを自由に遊ばせたり、母親同士の交流の場として自由に活用してもらう。
おやこ広場	健康センター	年間 12 回		自由来所交流の場とする。保育士によるお遊び指導の他、「母子保健推進員コーナー」「えいようコーナー」「お友達づくりコーナー」「計測コーナー」を設置。 ※別室にて離乳食中期（7～8 カ月）の試食会実施。
お誕生相談	健康センター	年間 12 回	1 歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体計測 ・ 栄養指導 ・ 保健指導 ・ 歯科指導 ・ グループワーク



図表 35 平成 16 年度幼児を対象とする母子保健事業

事業	実施場所	実施回数	対象者	実施内容
幼児学級	健康センター	年間 18 回	1 歳 7 カ月児	1 歳半の児の発達と生活についての指導 ・ 1～2 歳児の発達について ・ お遊戯（親子体操、お絵描き） ・ ブラッシング指導 ・ 保健指導 ・ 栄養指導 ・ グループワーク ・ 食生活改善推進員による手作りおやつの紹介と試食
1 歳 9 カ月児健診			1 歳 9 カ月児	・ 問診 ・ 尿検査 ・ 身体測定 ・ 内科検診 ・ 歯科検診（・必要者ブラッシング指導） ・ 保健指導 ・ 栄養指導（・必要者心理相談員の個別相談）
3 歳児学級	健康センター	年間 10 回	3 歳 1 カ月児	3 歳児の発達と生活についての指導 ・ 3 歳児の発達について ・ 栄養指導 ・ お遊戯（手遊び、手押し車、平均台、トンネル） ・ 保健指導 ・ 歯科保健指導
3 歳児健診			3 歳 4 カ月児	・ 問診 目と耳に関するアンケートのチェック色の理解、大小・長短・高低・多量の理解のチェック ・ 尿検査 ・ 身体測定 ・ 内科検診 ・ 歯科検診（・ブラッシング指導） ・ 保健指導 ・ 栄養指導（・必要者心理相談員の個別相談）



① 健やかな成長・発達支援

乳幼児健康診査、予防接種などを充実し、乳幼児期の疾病の予防・早期発見に努めるとともに、離乳食講習会など「食育」の推進を図ります。また、かかりつけ医を持つよう啓発を行います。

	事業名	対象者	事業の概要	数値目標			担当課
				内容	H16年度	H21年度	
	新生児訪問	新生児 (主に第1子)	発達チェック・体重測定・育児相談・沐浴指導・子育て支援に関する社会資源の紹介などを行う。	—	—	—	健康保険課
	1～2ヵ月児相談	1～2ヵ月児	身体測定・発達チェック・グループワーク・栄養指導・保健指導を行う。	実施回数	12回/年	12回/年	健康保険課
○	乳児健診	3～4ヵ月	問診・身体測定・内科健診(集団検診)・栄養指導・保健指導を行う。	受診率	97%	97%	健康保険課
		9～10ヵ月	医療機関による個別健診を行う。	受診率	90%	95%	
○	1歳9ヵ月児健診	1歳9ヵ月児	問診・身体測定・尿検査・内科検診・歯科検診・保健指導・栄養指導(必要者フラッシング指導・心理相談員の個別相談)を行う。	受診率	93%	95%	健康保険課
○	3歳児健診	3歳4ヵ月児	問診・身体測定・尿検査・内科検診・歯科検診・保健指導・栄養指導・歯科フラッシング指導・心理相談員の個別相談を行う。	受診率	91%	95%	健康保険課
	家庭訪問	妊婦・乳幼児(要フォロー者)	発達確認・身体測定・保健相談・栄養相談・歯科相談・社会資源の紹介など(保健師・栄養士・歯科衛生士)行う。	—	—	—	健康保険課
	おやこ相談	3ヵ月～就学前児	参加者の希望で、子どもの「計測」母の「健康チェック」親子の「栄養相談」「保健相談」を行うほか、親子の交流の場として自由に活用してもらう。	実施回数	4カ所 36回/年	4カ所 36回/年	健康保険課
	すくすくキッズ(再掲)	発達が境界域の児。母子関係に問題のある親子で継続フォローが必要な者	6回1クール、年4クールにて保育士によるおやこ遊びの指導を中心に、生活や発達に関するミニ講話(保健師・小児科医・言語聴覚士・栄養士)や個別相談を行う。	実施回数	6回× 4/年	6回× 4/年	健康保険課
○	こども相談(再掲)	母子関係の不安や問題をもつ親子	心・身体・ことばなどが心配な乳幼児から小中学生と保護者に保健師・臨床心理士が対応する。	実施回数	12回/年	14回/年	健康保険課
	お誕生相談	1歳児	身体計測・グループワーク・栄養指導・保健指導・歯科指導を行う。	実施回数	12回/年	12回/年	健康保険課

	事業名	対象者	事業の概要	数値目標			担当課
				内容	H16年度	H21年度	
	幼児学級	1歳7カ月児	月齢に応じた児の発達と生活についての主に集団指導「保健指導」「お遊戯」「栄養指導」「歯科ブラッシング指導」「母親フリートーキング」「手作りおやつ」の紹介と試食（食生活改善推進員）を行う。	実施回数	18回/年	18回/年	健康保険課
	3歳児学級	3歳児	3歳児の発達と生活についての主に集団指導「保健指導」「お遊戯」「栄養指導」「歯科指導」「母親フリートーキング」を行う。	実施回数	10回/年	10回/年	健康保険課
	離乳食教室（初期）	4～5カ月児と保護者	初期の離乳食を指導する。	第1子の参加率	54%	60%	健康保険課
	離乳食中期試食会	7～8カ月児と保護者	離乳食中期の試食を行う。	—	—	—	健康保険課
	ミニ離乳食教室	乳幼児の保護者	調理実習を含んだ妊娠中からの食生活に関する知識や技術を提供する。	—	—	—	健康保険課
◎	パパママクッキング（再掲）	妊婦と夫	調理実習を含んだ妊娠中からの食生活に関する知識や技術を提供する。	実施回数	未実施	6回/年	健康保険課

② 疾病の予防と不慮の事故の防止

乳幼児突然死症候群（SIDS）、揺さぶられっ子症候群等の防止や子どもの事故防止に努めます。

	事業名	対象者	事業の概要	数値目標			担当課
				内容	H16年度	H21年度	
	予防接種	乳幼児、小中学生	（集団接種）BCG・ポリオ （個別接種）三種混合・麻しん・風しん・日本脳炎、インフルエンザを実施する。	—	—	—	健康保険課
	かかりつけ医・歯科医を持つことの啓発	15歳までの保護者	かかりつけ医・歯科医を持つことの必要性を啓発する。	—	—	—	健康保険課
	事故防止の啓発	1歳	お誕生相談時にリーフレットを配布し、乳幼児の事故予防を啓発する。	—	—	—	健康推進課
	1～2ヶ月児相談	1～2ヶ月	SIDSの予防（うつぶせ寝）を啓発する。	実施回数	12回/年	12回/年	健康保険課
	お誕生相談	1歳	家庭内での事故防止（誤飲、火傷、転倒、転落）を啓発する。	実施回数	12回/年	12回/年	健康保険課



第V章 計画の推進

1 住民や関係機関などとの連携

本計画の推進にあたっては、他の部門別計画などとの整合を図るとともに、関係する行政機関・団体と連携を図りながら取り組みます。

また、多様化する住民ニーズにきめ細かく対応していくために、行政サービスにとどまらず、社会福祉協議会をはじめとする地域の団体、ボランティア、NPOなどの各種団体との関わりが重要となることから、連携と協力関係を築いていきます。

2 公表・進行管理

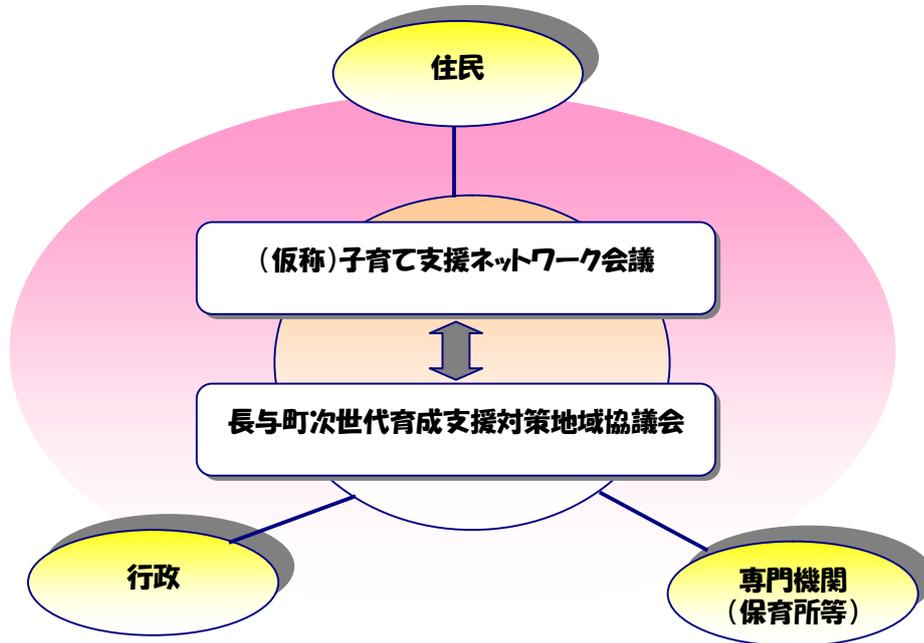
本計画の実施状況については、毎年、福祉課が点検を行うとともに、「長与町次世代育成支援対策地域協議会」がこれを評価し、その結果を住民に公表するものとします。

3 ネットワーク機能の強化

本町を「子育て・子育て応援のまち・ながよ」にするためには、身近な地域で活動する子育て・子育てに関わる活動団体や行政を有機的につなぎ、連携を強化する必要があります。

行政は「みんなで子育てする」という意識を醸成していくとともに、地域の活動団体が活動しやすい環境づくりを進め、全体の調整役を担う「(仮称)子育て支援ネットワーク会議」の設置を検討します。

図表 36 本町の子育てネットワークイメージ図



4 調査研究

本計画では5年間で実施に向け検討する事業についても計上しています。これらの事項を検討するためにも、住民ニーズへの的確な対応、社会・経済情勢や国の動向の変化に適確かつ柔軟に対応するためにも、先進事例の研究など調査研究に取り組んでいきます。



